

資産課税改革の動向と展望
—相続税・贈与税に係る論点をめぐって—

加 藤 浩

- ① 近年の税制改革においては、資産課税である相続税・贈与税の改革が長年の課題として検討されてきた。
- ② 政府の税制調査会等においては、少子高齢化と人口減少、経済のストック化、公的な社会保障充実と老後扶養の社会化、格差の固定化の防止と是正の必要性、税制における安定的な財源調達機能の必要性及び消費拡大と経済活性化の必要性等の経済・社会構造等の変化を受けて、相続税・贈与税のあるべき姿について、議論された。
- ③ 相続税・贈与税を考える際の視点及び求められる方向性としては、より広い層に対する課税の必要性、資産再分配機能の発揮、相続遺産の一部の社会への還元、安定的な税収確保の役割、資産の世代間移転促進や中小企業の雇用確保等への配慮等が、提示されていた。
- ④ 平成 25 年度税制改正では、これらの議論を受けて、課税ベースの拡大、税率構造の見直し、中小企業の事業承継税制に係る見直し、経済活性化のための贈与税に係る諸措置等が取られた。
- ⑤ この改正により、相続税・贈与税改革について一区切りはついたと言えるが、さらなる経済活性化のための贈与税に係る諸措置の提案、社会保障財源と相続税とを関連付けて新たな財源を求める観点からの意見等も出されている。
- ⑥ 相続税・贈与税の見直しについては、課税の公平性の観点も交えて、今後さらに議論が続くものと思われる。

資産課税改革の動向と展望

—相続税・贈与税に係る論点をめぐって—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 総合調査室 加藤 浩

目 次

はじめに

I 相続税・贈与税をめぐる議論の推移

- 1 相続税・贈与税の意義と課税方式
- 2 税制調査会等における議論と経緯

II 平成25年度税制改正

III 課税ベース等の見直し

- 1 基礎控除と税率構造
- 2 小規模宅地等への特例の拡充

IV 事業承継

V 経済活性化

- 1 高齢者の保有金融資産
- 2 相続時精算課税制度
- 3 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置
- 4 教育資金に係る一括贈与の非課税措置
- 5 贈与税の非課税措置を活用した提案

VI 社会保障財源と相続税

- 1 識者の意見等
- 2 社会保障制度改革国民会議での議論
- 3 社会保障財源としての可能性

おわりに

はじめに

平成 25 年 3 月 29 日、平成 25 年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 5 号。以下「平成 25 年度改正法」とする。）が第 183 回国会での審議を経て可決・成立した⁽¹⁾。

税制の抜本的な改革については、平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月の 2 段階にわたる消費税の税率引上げが注目を集めているところであるが、この平成 25 年度改正法には所得税の最高税率の引上げ、法人税に係る各種政策税制措置と並んで、資産課税に係る見直しが盛り込まれている。

近年の税制改革においては、所得・消費・資産のバランスを取ることが理念として重視されており⁽²⁾、資産課税⁽³⁾については、相続税・贈与税⁽⁴⁾の改革が長年の課題として検討されてきた。

相続税・贈与税の改革については、紆余曲折はあったものの⁽⁵⁾、この平成 25 年度税制改正において、一応の区切りがつけられたものと言

える。もちろん、さらなる改革を求める意見もあり、それを含めて本稿では、これまでの見直しをめぐる議論を概観し、平成 25 年度税制改正で何が実現したのかをまとめ⁽⁶⁾、その上で今後残された課題や方向性のいくつかについて若干の展望を交えてみることにする。

I 相続税・贈与税をめぐる議論の推移

1 相続税・贈与税の意義と課税方式

(1) 意義

相続税は、人（被相続人）の死亡によって、その財産が相続又は遺贈という形で配偶者や子などの相続人に移転する機会に、その取得した財産に対して担税力を見出して課される租税である。贈与税は、個人からの贈与によって財産が他者に移転する機会にその財産に対して担税力を見出して課される租税である。贈与税は、生前贈与によって相続税の負担を回避することを防ぐために採用された税目であり、相続税の補完税と言える。⁽⁷⁾

また相続税は所得課税を補完する機能を持つと言われている。被相続人が生前に受けた、社

* インターネット情報の最終アクセス日は、平成 25 年 9 月 17 日である。

(1) 平成 25 年度税制改正に関しては、このほか、「地方税法の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 3 号）が成立している。

(2) 森信茂樹「アベノミクス税制改正を吟味する（論考）」2013.1.28. 東京財団ウェブサイト <<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=1099#portal-columns>> 所得・消費・資産それぞれに税負担を求めることについては、いずれもメリット・デメリットがあるので、適切に組み合わせることが必要ということである。同『日本の税制』岩波書店、2010、p.73。

(3) 「資産課税」という表現で、固定資産税のような資産保有に係る諸税等を含む場合もあるが、本稿では相続税・贈与税という資産の無償移転に係る税目を主として取り扱うものとする。岩崎政明ほか共編『税法用語辞典 八訂版』大蔵財務協会、2011、p.353 を参照。

(4) 贈与税については、「相続税法」（昭和 25 年法律第 73 号）において、その納税義務者や課税財産の範囲等が規定されている。後述のように、相続税の補完税と位置付けられていることによる。

(5) ここ数年の税制改正における諸々の法案策定の中で、相続税（特にその増税）の扱いがどのような経緯をたどってきたかについては、玉城直之「相続税増税法案を 13 年 3 月までに国会提出しなければならない理由」『エコノミスト』9055, 2012.12.17, pp.96-99 などを参照。

(6) 平成 25 年度税制改正については、概要をまとめた資料として、次のものがある。梶善登「平成 25 年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』773 号, 2013.3.7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8068771_po_0773.pdf?contentNo=1>

(7) 金子宏『租税法 第 18 版』弘文堂、2013、pp.534-535；税務大学校『税務大学校講本 相続税法（相続・贈与）』平成 25 年 1 月 1 日現在、pp.1-3. 国税庁ウェブサイト <<http://www.nta.go.jp/ntc/kouhon/souzoku/mokuji.htm>> などを参照。

会及び経済上の要請に基づいて制度設計された税制上の恩典等により、所得課税の負担を軽減されて蓄積した財産を、相続開始の時点で清算するという考え方である⁽⁸⁾。所得課税は、その税率の累進構造の下で垂直的公平⁽⁹⁾の確保を図っているが、相続税はその補完的役割を担うのに適した税制であるということである。

さらに、相続人等が得た偶然の富の増加に対し、超過累進税率を適用して税を徴収することで、相続しなかった者との財産保有状況の均衡を図り、富の過度の集中を抑制するという資産再分配の機能を持っている。これは機会の平等の確保に資していると言われる⁽¹⁰⁾。

(2) 課税方式

(i) 相続税

相続税の課税方式には、大別して2種類の方式がある。そのうちのひとつである遺産課税方式は、被相続人の遺産総額に着目してこれを課税物件として課税する方式である。もう一つの遺産取得課税方式は、個々の相続人等が取得した遺産額に着目して、これを課税物件として課税する方式である。

遺産課税方式は、死亡した者が生存中に蓄積した富の一部を死亡に際して社会に還元すべきであるという考え方に基づくものと言われている。遺産分割の如何に関係なく遺産総額によって税額が決定されるため、実際の遺産分割の方

法に対して中立的であり、さらに税務の執行が容易であると言われる⁽¹¹⁾。

遺産取得課税方式は、各相続人等が相続した財産額に応じて、それぞれ超過累進税率を適用することで、相続という偶然の理由による富の集中化の抑制によりよく適合すると言われる。同じ額の財産を取得すれば税額は同じなので、遺産相続の総額や相続人数の影響を受けることなく税負担の公平も保つことができる⁽¹²⁾。

わが国の現行の相続税の課税方式は、各相続人等が実際に取得した財産の価額を課税物件とする遺産取得税方式を基礎としながらも、被相続人の遺産総額を課税物件とする遺産税方式の要素も加味したものとなっており、法定相続分課税方式と呼ばれる。

具体的には、相続税の総額の算定においては、実際の遺産分割には関係なく、遺産総額を「民法」(明治29年法律第89号)第5編第2章(相続人)の規定に基づく法定相続人が法定相続分で分割して相続したという仮定に立って、その遺産総額と法定相続人数と法定相続分の割合を基礎にして算出する。その際、遺産に係る基礎控除額が、いわば相続税の課税最低限として設定されている。この課税最低限は、相続税の課税ベースの大小に深く関わるものであり、平成25年現在では5000万円+1000万円×法定相続人数となっている。

そして基礎控除額を控除した残余の金額が、

(8) 税務大学校 同上

(9) 租税原則の基礎を成すものの一つに、公平性の原則があり、所得税制における公平性の概念としては、垂直的公平と水平的公平がある。負担能力の大きい人により大きな負担をしてもらうというのが垂直的公平であり、等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるとというのが水平的公平である。例えば税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」2000, p.16. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/zeichof.html>>; 大田弘子ほか「所得税における水平的公平性について」『景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー』DP/03-1, 2003.3, p.4. 内閣府ウェブサイト <<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp031.pdf>>等を参照。

(10) 税務大学校 前掲注(7); 宇波弘貴『図説日本の税制 平成25年版』財経詳報社, 2013, p.154; 税制調査会 同上, p.14. このほか、相続税は、フローの経済活動への影響が少ない、あるいは所得税に比べると勤労意欲を阻害する程度は少ないという見方がある。また一方で、様々な資産の価値を評価する難しさやキャッシュフロー(支払に充てるための資金)がないところにも課税する難しさがあると言われる。税制調査会 同上; 金子宏「高齢化社会における税制のあり方」『租税法理論の形成と解明 上巻』有斐閣, 2010, p.297.

(11) 税務大学校 同上, p.2; 金子 前掲注(7), p.536.

(12) 同上

法定相続分により各相続人等に取得されたものとして按分された取得額について、超過累進税率に基づく税額が個別に計算され、それらを合計したものが相続税額の総額となる。実際の各相続人の納付税額の算定については、相続税総額を各相続人等の実際の遺産取得割合で按分して算出した税額から、配偶者の税額軽減等の措置⁽¹³⁾を行って確定するというものである。⁽¹⁴⁾

現行方式は、相続税の総額が遺産総額と法定相続人数等により一義的に定まり、遺産分割の方法に対して中立的であることなどから、肯定的に評価する意見がある⁽¹⁵⁾。

ただし過去の議論では、現行の法定相続分課税という課税方式のあり方について、同じ額の財産を取得しても、遺産総額の多寡によって税額が異なる可能性がある（財産取得者の水平的公平が損なわれる）、つまり必ずしも個々の相続人の相続額に応じた課税がなされない等の問題点を踏まえて検討する必要があるという意見が出されていた。⁽¹⁶⁾

また現行方式の下では、居住等の継続に配慮した特例措置による税負担の軽減効果がある場

合、居住等を継続しない他の共同相続人等の税負担も軽減されるという波及効果がある。そのため公平面でさらに問題が生ずるという点も指摘されている。⁽¹⁷⁾

(ii) 贈与税

贈与税は、1月1日から12月31日までの1年間（暦年）に贈与された財産の合計額を基礎にして税額が計算される。基礎控除額は平成25年現在で110万円であり、これを控除した残余の贈与財産額に超過累進税率がかかる仕組みである。贈与税が、相続税の回避防止のために設けられた税目であることから、同一の金額であっても、贈与税は相続税よりも高い税率が適用される。例えば、相続税は1000万円の課税対象財産額に10%の税率が適用されるが、贈与税は同じ1000万円の課税対象財産額に40%の税率が適用される。また、贈与税にも結婚20年以上の配偶者に対して、居住用不動産又はその取得資金に関する配偶者控除がある。⁽¹⁸⁾

なお、一定の要件の下、納税者の選択により、

(13) 例えば配偶者は取得財産の法定相続分又は1億6000万円のいずれか大きい金額に対応する税額までは、配偶者控除を受けられる。一般的に配偶者は被相続人と同一の世代に属するため、法定相続分までは非課税措置が取られている。

(14) 宇波 前掲注(10)；税務大学校 前掲注(7), p.3. このような現行の課税方式は、昭和32（1957）年の税制特別調査会答申に基づいて、今日まで採用されるに至っている。税制特別調査会『相続税制度改正に関する税制特別調査会答申』1957. この答申を分析したものとして、例えば三木義一・末崎衛『相続・贈与と税（第2版）』信山社, 2013, pp.5-13を参照。

(15) 税制調査会「平成21年度の税制改正に関する答申」2008, p.6. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/201128a.pdf>>

(16) 例えば税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」2007, p.26. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/191120a.pdf>>；同 前掲注(15), pp.5-7. 総計額が基礎控除の範囲内である資産（例えば3000万円）ならば、一人の子だけで全て相続する場合でも無税で済む。一方非常に高額な資産が相続され相続税が課されることになった場合、（複数の）子のうちの一人の相続額が3000万円であっても、当該の高額な資産額全体に対するその者の相続資産額分の割合で按分された税額は納付しなければならない。現行課税方式に関する批判は、例えば三木・末崎 前掲注(14)を参照。またこのような批判に対する反論としては、例えば橋本守次「相続税の遺産取得課税方式導入の問題点（上・下）」『税務弘報』56(10)・56(12), 2008.10・11, pp.63-73・pp.62-70を参照。

(17) 税制調査会 前掲注(15), pp.5-7. 具体的な例で言えば、親の居住用宅地を子の一人が相続し居住を継続することで、当該宅地の課税対象資産としての評価額が特例措置により大きく圧縮され、それによって他の子の相続した財産も合わせた親から子全員への相続財産の全体額が小さくなり、各々の子が実際に負担する税額が大きく軽減されるということがあり得る。

(18) 税務大学校 前掲注(7), pp.3-4, 50-53.

贈与を受けた際には軽減・簡素化された贈与税を支払い、その後の相続時に、その贈与財産と相続財産とを合計した額を課税価格として相続税額を計算し、そこからすでに支払った贈与税額の控除を受けて、贈与税と相続税との精算を行う制度がある。これは、相続時精算課税制度と呼ばれるもので、贈与を受けた際の税率は、平成25年現在一律20%、贈与に係る特別控除額は累積で2500万円である。⁽¹⁹⁾

2 税制調査会等における議論と経緯

政府に設置された税制調査会(以下「政府税調」という。)は、長年にわたり中長期の税制の方向性を示し、税制に係る改革の枠組み等を示してきた⁽²⁰⁾。そこで示された方向性や枠組みは、必ずしも具体的な制度としてすぐに結実しなかったものも多いが、わが国の税制をめぐる主要な考え方が包含されていると言えるものである。本節では、政府税調の答申⁽²¹⁾等における相続税・贈与税に関連した議論などを中心に、ここ10年間程度の考え方の推移についてまとめる。併せて、近年の政府の方針や各政党間で

の協議結果なども時系列に沿って概観する。⁽²²⁾

なお各時点での、相続税・贈与税に係る実際の制度改正の内容については、基本的枠組みに関連するものを中心に選択的に取り上げることとする。

(1) 「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月)

21世紀におけるわが国の姿を展望するに当たって、経済社会の構造変化に税制がどのように対応すべきか等、今後の税制論議に必要な判断材料を幅広く提供するため、税制と経済社会の関わり等について詳細に検討を行い、答申として取りまとめている。⁽²³⁾

(i) 基本的な認識

税制全般の検討の視点としては、少子・高齢化と人口減少、金融取引の多様化・経済のストック化⁽²⁴⁾、所得分布の動向⁽²⁵⁾等といった経済社会の大きな構造変化に調和した税制を構築するという課題があることに触れている。また、財政の厳しい現状等を述べつつ、租税が果たすべ

(19) 同上, pp.56-63.

(20) 「政府税制調査会(ことば)」『日本経済新聞』2013.8.6等を参照。なお自由民主党が与党である時期については、各年度ごとの実際の税制改正では自由民主党税制調査会が圧倒的な発言力を持ち、決定権を握っていると評されている。「政府税制調査会(ミニ辞典)」『日経金融新聞』2004.5.28;石弘光「「あるべき税制」示して 政府税調の役割(論点)」『読売新聞』2013.7.11等を参照。

(21) ここでは、税制全般に関わる提言を盛り込んで、慣例として3年に一度程度の頻度で首相に提出されるいわゆる「中期答申」と呼ばれる答申を中心に扱う。「中期答申」については『日経金融新聞』同上;「社会保障に消費税」検討を 政府税調、中期答申見送り会長談話『日本経済新聞』2006.9.13等を参照。

(22) 本節I2の記述については、宇波 前掲注(10), pp.58-71;玉城 前掲注(5);橋本守次『ゼミナール相続税法 新訂版』大蔵財務協会, 2011, pp.2-12;財務省「参考資料(相続税・贈与税の見直しについて)」(平成24年度第5回税制調査会(11月9日)資料)2012, p.19.内閣府ウェブサイト<http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2012/_icsFiles/afeldfile/2012/12/26/24zen5kai5.pdf>等を参考にした。なお本稿で扱った政府の税制調査会は、内閣府に置かれているものであるが、自由民主党・公明党連立政権下の組織と民主党等の連立政権下の組織とでは、性格・方式に違いがある。例えば石弘光『増税時代』筑摩書房, 2012, pp.232-240;同 前掲注(20)を参照。

(23) 税制調査会 前掲注(9)

(24) 資産残高が増加し、その保有や取引の経済全体に与える影響が高まっていくこと。例えば、経済企画庁「第4章 日本経済のストック化」『年次経済報告』1989.8.8, p.257を参照。

(25) 格差の問題に関しては、「所得格差・資産格差が拡大傾向にあるという指摘があるが、現段階では格差拡大は必ずしも明らかではない。ただし、近年の所得分布にはかつての高度成長期を経て進んだ平準化の動きは見られず、税制の所得再分配機能の重要性が減少することはないものと考えられる」という趣旨の見解を示している。税制調査会 前掲注(9), p.41.

き公的サービスの財源調達機能が極めて不十分となっていると指摘する。⁽²⁶⁾

(ii) 相続税・贈与税を考える視点

所得・消費・資産等に対する課税を適切に組み合わせ、全体として偏りのない税体系を築いていく上で、あるいは、景気の動向に大きく左右されない安定的な税収を確保していく上で、相続税は重要な役割を担っている。また、相続税については、その累進構造を通じて富の再分配機能を有しており、税率構造や課税ベース等について幅広く検討していくことが必要となっているとする。今後の資産課税等のあり方については、個人所得課税や消費課税が適切な機能を発揮していく中で、少子・高齢化や経済のストック化の進展などの経済社会の構造変化に対応しつつ、その機能を十分に果たすことが求められるとしている。⁽²⁷⁾

また、課題について、

- 相続税がごく一部の資産家層のみを対象に負担を求める税となっていること
- 相続課税について、富の再分配機能や財源調達機能に鑑みて、対象者の範囲等のあり方を見直していく余地があること
- 経済のストック化が進展し、高齢者層に資産の相当部分が集中しており、相続課税の担税力を有する層が広がってきていること
- 高齢化の進展により、相続財産がある程度の資産をすでに蓄積している者に移転することになるため、その相続財産が相続人の経済的基盤を形成するという意味合いが相対的に薄れつつあり、さらに少子化の進展が、(平均

的に見ると)相続で取得する財産額の拡大を意味すること

等を指摘し、このような状況を総合的に踏まえると、ごく一部の資産家層を対象に課税するという従来の位置付けから、より広い範囲に課税していくという方向が必要であるとしている。⁽²⁸⁾

なお、公的な社会保障が充実することによって、老後扶養が社会化され、次世代に引き継がれる資産が(公的な社会保障が充実する以前と比べて)減少しない分、「資産の引継ぎの社会化」を図っていくことが適当であるという観点から、相続課税の役割が一層重要であるという議論があることを紹介している。⁽²⁹⁾

加えて、贈与税に関連して、高齢者層に資産が偏在している状況を踏まえると、わが国の経済成長を支えている若年・中年世代への早期の財産移転が、経済社会の活性化を図る上で望ましいのではないかとの考え方があることも記している。⁽³⁰⁾

ちなみに、その後の平成13年度税制改正においては、贈与税の基礎控除額がこれまでの60万円から110万円に引き上げられた。贈与税の基礎控除については、執行当局の事務処理や納税者の申告に要する手間を勘案し、少額不追求の観点を考慮して、また一方相続税の課税回避防止という贈与税の機能を考慮して、定められているものである。⁽³¹⁾

これまでの60万円という金額水準は、昭和50年以来据え置かれており、若年・中年世代への早期財産移転の促進を通じ、経済社会の活性化に資すると考えられることから、当面の措

⁽²⁶⁾ 同上, pp.35-53.

⁽²⁷⁾ 同上, p.68.

⁽²⁸⁾ 同上, pp.290-303. 宮本美奈子「相続税をめぐる諸問題」『調査レポート』2009.10.13. (事務用資料) によれば、この答申が出されて以来、相続税の課税ベースを広げるという提言が続いているという。

⁽²⁹⁾ 税制調査会 同上, p.290.

⁽³⁰⁾ ただし、相続税の課税回避を防止するという基本的な機能を損なわないようにすることが肝要であること等も述べており、この答申が出された段階では、世代間の財産移転については、全体的論調としてはまだ必ずしも積極的ではなかったとも言える。同上, p.307.

⁽³¹⁾ 橋本 前掲注(2), p.738 ; 税制調査会 同上, p.308.

置として引き上げるのがよいという意見が政府税調で多かったことにより、改正に至ったということである。⁽³²⁾

(2) 「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成14年6月)及び「平成15年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」(平成14年11月)

(i) 基本的な認識

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」⁽³³⁾及び「平成15年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」⁽³⁴⁾は、基本的な考え方として、少子・高齢化をはじめ経済社会の様々な構造変化に的確に対応し、持続的な経済社会の活性化の実現に向けて、あるべき税制を構築すべしとしている。特に、経済活動に対する中立性、経済社会の構造変化に対応できず不公平感を生じさせる諸措置を放置せず、社会共通の費用を国民皆が広く公平に分かち合うという課税の適正化、安定的な歳入構造の構築等を、踏まえるべき視点であった。⁽³⁵⁾

(ii) 相続税・贈与税を考える視点

経済のストック化と相続による資産移転の増加、老後扶養における公的負担の役割が高まっていることに鑑み、相続遺産の一部は社会に還元する必要があると考えられること等を踏ま

え、「広く薄く」の観点から課税ベースを拡大し、従来より広い層に適切な税負担を求める必要があるとしている。⁽³⁶⁾

また、経済社会の活性化に向けて、効率的な資源配分の徹底と、自由な経済活動を妨げない税制という視点を前面に出し、資産移転の時期の選択の中立性、高齢者の保有する資産の次世代への早期移転による経済の活性化を目的とした方策として、相続税・贈与税の一体化の検討を打ち出した。そして、平成15年度税制改正において、生前贈与の円滑化に資する観点から、相続税・贈与税の一体化措置として、相続時精算課税制度の創設を提言し、その後の導入に至った。⁽³⁷⁾

なお、平成15年度税制改正では、個人所得税の最高税率(50%)との較差が大きい等の理由から、相続税の最高税率が70%から50%に引き下げられる等、税率構造の見直しが行われている。⁽³⁸⁾

(3) 「少子・高齢社会における税制のあり方」(平成15年6月)

(i) 基本的な認識

前年の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」で示した考え方のうち、少子・高齢化の進展に適合する姿に税制を再設計するための検討を行った。⁽³⁹⁾

改革の視点としては、①必要な公的サービス

⁽³²⁾ 税制調査会「平成13年度の税制改正に関する答申」2000, pp.13-14. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/zeichog.pdf>> なお、この改正は、相続税・贈与税の抜本的見直しまでの臨時的な措置ということで、「租税特別措置法」(昭和32年法律第26号)で取り扱われた。松田淳「租税特別措置法(相続税・贈与税関係)の改正」『改正税法のすべて 平成13年版』2001, pp.413-416.

⁽³³⁾ 税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」2002. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/140614.pdf>>

⁽³⁴⁾ 税制調査会「平成15年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」2002. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/141119.pdf>>

⁽³⁵⁾ 同上, p.1; 税制調査会 前掲注(33), pp.2-4.

⁽³⁶⁾ 税制調査会 前掲注(33), p.15.

⁽³⁷⁾ 税制調査会 前掲注(34), pp.10-11, 17-18; 橋本 前掲注(22), pp.6-7.

⁽³⁸⁾ 松田淳「相続税法の改正」『改正税法のすべて 平成15年版』2003, pp.510-511.

⁽³⁹⁾ 税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」2003. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/150617.pdf>>

を安定的に支える歳入構造の構築、②低所得者層に配慮しながらも、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合い、世代間の公平とともに高齢者間の公平の確保にも資すること、③構造改革を促進し経済社会の活性化を図るために必要な対応を行うことの3点である。⁽⁴⁰⁾

(ii) 相続税・贈与税を考える視点

これまで減税や特例の拡充を繰り返し、相続税の負担を大幅に緩和してきたが、負担の適正化に必要な課税ベースの拡充が実施されてこなかった。将来の消費税率引上げ等を考慮すると、相続税の持つ財産移転段階での資産再分配機能が一層重要となる。高齢者を取り巻く状況は、個人が主に家族で老後扶養の負担を担う形態から、より社会全体で老後扶養の負担を支えるようになってきている。このような老後扶養の社会化の進展に伴い、被相続人が費消せず相続時に残された個人資産に負担を求める必要性が高まっていると考えられる。こうした点を踏まえ、少子・高齢化の下では、従来より広い層に適切な税負担を求める狙いから、課税ベースの拡大に引き続き取り組む必要がある。⁽⁴¹⁾

(4) 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」 (平成19年11月)

(i) 基本的な認識

厳しい財政状況の中で、税制が今後対象とすべきは、少子高齢化やグローバル化などの経済・社会の構造変化を背景とした、社会保障の安定財源確保、いわゆる格差是正の問題、成長力の強化といった国民的課題であるという問題意識を表明している。⁽⁴²⁾

その上で、税制は、社会保障によるセーフ

ティ・ネットを財源面から支えることに加えて、それ自体として再分配機能を適切に発揮すべきであるとしている。⁽⁴³⁾

(ii) 相続税・贈与税を考える視点

相続税においては、主にバブル期における地価の急騰に対応するため、その負担が、基礎控除引上げや居住及び事業の継続に係る特例措置の拡充、最高税率引下げを含む税率構造見直し等により、大幅に緩和されてきた。年間死亡者数に対する相続税課税割合は、4%程度まで減少してきており、資産再分配機能や財源調達機能が低下している。⁽⁴⁴⁾

近年の経済のストック化の中で家計資産及び相続税の課税遺産における金融資産の額が著しく増加し、高齢者世帯ほど資産蓄積が多い。高齢者世代内で家計の資産格差が顕著化しており、また相続人の数が年々減少する傾向の下、相続人の取得する財産額はさらに増加すると考えられる。高齢者世代内の資産格差が次世代へ引き継がれる可能性が増加している。

高齢化の進展で、相続人自身も高齢化し、相続時点ではすでに相続人自身の資産形成も進んでいると考えられる。つまり、相続財産によって相続人の生活基盤が形成されるという意味合いは従来に比して薄れている。遺産における金融資産の増加と相俟って、相続税の担税力を有する層が拡大してきている。

加えて、年金・介護・医療といった公的社会保障制度が充実し、老後の扶養が社会的に支えられていることが、高齢者の資産維持に寄与する結果に至っている。そこで、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付に対応する負担を、死亡時に清算するという考え方に立てば、相続税は遺産相続時にその一部を社会に還元す

(40) 同上, pp.1-2.

(41) 同上, pp.10-11.

(42) 税制調査会(2007)前掲注(16)

(43) 同上, pp.2-7, 25-27.

(44) 以下、I 2(4)(ii)の記述は、同上, pp.6-7, 25-27を参照。

ることによって、給付と負担の調整に貢献できると考えられる。

世代を超えた格差の固定化を防ぐとともに、死亡時に被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付に対する負担を清算するという考え方も取り入れ、資産再分配機能の回復を図ることが適当としている。

基礎控除の水準の引下げ、税率構造の見直しが適当であり、最高税率を含む税率構造のあり方を格差の固定化の防止の観点から検討する必要がある。

中小企業の事業承継税制については、事業承継を支援する必要性、事業用資産を持たない者との課税の公平性等に留意しつつ、経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要がある。

(5) 平成 20 年度税制改正から「中期プログラム」まで

(i) 「平成 20 年度税制改正の要綱」(平成 20 年 1 月)

政府の「平成 20 年度税制改正の要綱」⁽⁴⁵⁾では、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、税制改正を行うとしている。⁽⁴⁶⁾

相続税に関しては、事業承継税制について、末尾の「備考」でふれている。中小企業の経営承継円滑化に係る法案の成立・施行を踏まえて（この後、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成 20 年法律第 33 号)として、同年 5 月 16 日に公布された。)、平成 21 年度税制改正において、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設すると謳った。その際には、課税方式を遺産取得課税方式に改

めることを検討するとした。また、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等、相続税をめぐる今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討するとした。⁽⁴⁷⁾

(ii) 「平成 21 年度の税制改正に関する答申」(平成 20 年 11 月)

「平成 21 年度の税制改正に関する答申」⁽⁴⁸⁾では、導入が決定された中小企業の事業承継税制（「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」）について、制度設計においては課税の公平性に充分配慮した仕組みにすべきとした。⁽⁴⁹⁾

また、平成 20 年秋の「リーマン・ショック」に端を発する世界的な経済危機に対処するため、景気対策の着実な実施が最優先されることになった。そして経済成長と財政健全化の両立を図る観点から、持続可能な社会保障制度の構築等に必要となる安定的な財源を確保するため、「中期プログラム」が策定されることとなった。税制の抜本改革については、経済状況の好転後に行うことになり、「中期プログラム」の中で税制抜本改革の原則や道筋、基本的方向性が示されることになった。⁽⁵⁰⁾

この答申では、このような状況を踏まえて、平成 19 年の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」に盛り込んだ提言内容の十分な反映を政府に求めている。また今後議論を深めていく際に踏まえる課題として、社会保障の安定財源確保、格差問題、経済・社会・地域の活力に資する税体系のあり方、地球環境問題に対応するための低炭素化促進等を列記した。⁽⁵¹⁾

(45) 「平成 20 年度税制改正の要綱」(平成 20 年 1 月 11 日閣議決定) 財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2008/zei001_youkou.pdf>

(46) 同上, p.1.

(47) 同上, pp.17-18.

(48) 税制調査会 前掲注(15)

(49) 同上, pp.5-6.

(50) 同上, pp.1-4.

(51) 同上

(iii) 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」(平成20年12月、平成21年6月一部改正)

この「中期プログラム」⁽⁵²⁾においては、抜本改革の原則として、多年度にわたる増減税の法律における一体的決定と実施時期の明示、段階的実行、さらに消費税収を、確立・制度化した社会保障の費用に充当すること等が示された。⁽⁵³⁾

また抜本改革の基本的方向性として、社会保障の安定財源確保、様々な格差の是正、経済成長力の強化、税制のグリーン化(環境への負荷の軽減等を政策的に誘導するための税制の見直し)などの課題に対応するため、各税目の種別ごとに依拠すべき検討の方向性が示された⁽⁵⁴⁾。そして、これらの基本的方向性は、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成21年法律第13号)の附則第104条第3項の各号に明記された。

相続税・贈与税を含む資産課税については、同条同項第5号に、「資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する」と規定され、今後の検討の枠組みが法的に定められた。

(6) 民主党等による連立政権への交代

(i) 「平成22年度税制改正大綱—納税者主権の確立へ向けて—」(平成21年12月)

政権交代により、民主党等による連立政権が樹立された。政府税調は、これまでの学識経験者等を主体とする構成から、政治家をメンバー

とする組織として変更された。なおこの新しい政府税調には、税制全般の詳細な検討のために、学識経験者等から成る専門家委員会が、この後立ち上げられている。

(a) 基本的な認識

この「平成22年度税制改正大綱—納税者主権の確立へ向けて—」⁽⁵⁵⁾では、税制全般の抜本改革を進めていく上での背景にある経済・社会の構造変化として、人口減少と高齢化の同時進行、グローバル化、国内での格差拡大、気候変動をはじめとする環境問題等を指摘し、また改革の視点としては、「公平・透明・納得」の原則の重視、「支え合い」のために必要な費用の分かち合い、税制と社会保障制度の改革の一体化、グローバル化への対応等を挙げた。⁽⁵⁶⁾

(b) 相続税・贈与税を考える視点

相続税・贈与税については、格差是正の観点から非常に重要な税として位置付け、課税ベース及び税率構造の見直しについて、平成23年度改正を目指すとした。わが国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成や事業の円滑な承継等に配慮しつつ、大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平性に配慮すべきとした。さらに、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含め、贈与税のあり方の見直しにも言及した。⁽⁵⁷⁾

(ii) 税制調査会専門家委員会での検討

(a) 「議論の中間的な整理」(平成22年6月)

「議論の中間的な整理」⁽⁵⁸⁾は、税制調査会の

⁵² 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」(平成20年12月24日閣議決定、平成21年6月23日一部改正)内閣府ウェブサイト <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2009/decision0623-2_01.pdf>

⁵³ 同上, p.3.

⁵⁴ 同上, pp.4-5.

⁵⁵ 税制調査会「平成22年度税制改正大綱—納税者主権の確立へ向けて—」2009.内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2009/_icsFiles/afieldfile/2010/11/18/211222taikou.pdf>

⁵⁶ 同上, pp.1-2, 5-7.

⁵⁷ 同上, p.20.

下に設置された専門家委員会の委員長である神野直彦東京大学名誉教授の責任で取りまとめられた文書である。

①基本的認識

ここでは、税制抜本改革を進める上での課題と考え方において、税収力（財源調達機能）の回復（「支え合う社会」の実現に必要な費用を国民の間で広く分かち合う）、所得課税や資産課税での再分配機能の回復、将来の人口構造と社会保障制度の安定的な財源確保、経済成長と税制との関係、納税者の納得・理解等が課題項目として挙げられている。格差の拡大と固定化を食い止めて、税制の公平感を再構築し公正性を追求するという観点を重視し、所得の高い者に対しより負担を求めるというメッセージを出すことが重要としている。⁽⁵⁹⁾

②相続税・贈与税を考える視点

相続税については、格差是正の観点から、基礎控除の引下げ等による課税ベースの拡大、税率構造の見直しを行うべきであるとする。引下げ等については、バブル期の地価高騰に伴い引き上げられてきた基礎控除等が地価下落後に引き下げられていないこと、金融資産の増加、相続人自身の高齢化による担税力増加、老後扶養の社会化という環境変化が指摘できること、相続税の増税は（資産への税負担を回避する行動の誘因となるため）消費促進的であるという視点も踏まえるべきであることも付言している。補完税である贈与税については、格差是正の観点からの見直しを必要とする意見、住宅取得等資

金の贈与に係る非課税措置は世代間格差を引き継ぐことになるとの意見がある一方で、経済情勢を考慮すると当該措置は適当とする意見があったことを紹介している。⁽⁶⁰⁾

(b) 「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告」（平成22年12月）

「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告⁽⁶¹⁾では、前述の「議論の中間的な整理」の課題と考え方を受けて、相続税・贈与税について現状と課題、見直しの方向性について次のように述べている。

相続税の格差是正と再分配の機能・財源調達機能の回復や担税力に応じた課税の確保を図ることが課題である。また老後扶養の社会化が急速に進む中、被相続人の生前（特に高齢期）における社会からの受益を死亡時において相続税で清算するとの考え方の妥当性が高まっている。これらの観点から、基礎控除の水準の調整により、従来より広い範囲に適切な税負担を求め、税率構造の見直しにより、高額な遺産取得者を中心に相応の負担を求めることが必要と考えられる。⁽⁶²⁾

贈与税については、高齢者層が保有する資産をより早期に次世代に移転させ、その有効活用を通じて経済社会の活性化を図るため、緩和策を検討する必要がある。相続税の課税ベース拡大や税率構造の累進性回復などの見直しは、生前贈与を促す効果があるので、贈与税の緩和策を追加すれば、早期移転が一層促進され、消費拡大や経済活性化につながる事となる。ただし、贈与税は相続税の補完税であることや、贈

58) 神野直彦税制調査会専門家委員会委員長「議論の中間的な整理」（平成22年度第2回税制調査会（6月22日）資料）2010. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/11/24/22zen2kai3.pdf>

59) 同上, pp.6-15.

60) 同上, p.18.

61) 税制調査会専門家委員会「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告」（平成22年度第19回税制調査会（12月9日）資料）2010. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/12/10/22zen19kai2.pdf>

62) 同上, pp.8-12.

与税の過度の緩和は若年層における世代内格差の拡大等につながることに留意が必要である。⁽⁶³⁾

(iii) 社会保障・税一体改革と相続税見直し

(a) 「平成 23 年度税制改正大綱」(平成 22 年 12 月)

①基本的認識

「平成 23 年度税制改正大綱」⁽⁶⁴⁾は、前年度の税制改正大綱で示された経済構造の変化に係る認識や税制の抜本改革に向けた基本的方向性を踏襲している。その上で、デフレ脱却と雇用のための経済活性化、格差拡大とその固定化の是正等を柱として、緊要性の高い改革を実施するとしている。また財政の最大支出項目であり、高齢化の進展により今後も歳出増大が見込まれる社会保障の改革とその財源確保について、消費税を含む税制全体の議論を一体的に行うことが不可欠であるという認識を示している。⁽⁶⁵⁾

②相続税・贈与税を考える視点

相続税については、資産再分配機能の回復・格差是正の観点から、基礎控除の引下げ(3000万円+600万円×法定相続人数)や最高税率の引上げ(55%)を含む税率構造の見直しが提案された。贈与税については、相続税の負担適正化に伴う生前贈与促進効果に併せて緩和措置を施すことで、高齢者の保有資産の若年世代への早

期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図るものとされた。⁽⁶⁶⁾

また中小企業の事業承継税制について、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の運用状況や政策目的等を踏まえ、制度の活用を促進する方策等について引き続き検討する旨が、検討事項として盛り込まれた。⁽⁶⁷⁾

(b) 「税関係協議結果」(平成 23 年 11 月)

平成 22 年 7 月の第 22 回参議院議員通常選挙の結果を受けて生じた衆参両院のいわゆる「ねじれ」状況の下、相続税の基礎控除引下げ等の増税案を含む法制上の措置は、野党の反対を受けて実施できなかった⁽⁶⁸⁾。民主党、自由民主党、公明党による与野党協議において、相続税等の見直しについては、平成 24 年度税制改正又は税制抜本改革時に成案を得るよう各党で努力するとして、先送りになった。⁽⁶⁹⁾

(c) 「平成 24 年度税制改正大綱」(平成 23 年 12 月)及び「社会保障・税一体改革大綱」(平成 24 年 2 月)

「平成 24 年度税制改正大綱」⁽⁷⁰⁾は、成長戦略実現に向けた税制措置や平成 23 年度税制改正において積み残された事項への対応等を中心に策定されたものである。相続税等の見直しに関しては、課税ベース拡大や税率構造見直し等

(63) 同上, pp.12-13.

(64) 税制調査会「平成 23 年度税制改正大綱」2010. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2010/_icsFiles/afiedfile/2010/12/20/221216taikou.pdf>

(65) 同上, pp.2-4.

(66) 同上, pp.15-17.

(67) 同上, p.111. なお検討事項には、山林に関する相続税・贈与税について、納税猶予制度等の支援措置の検討と平成 24 年度税制改正における必要な見直しを行うことも含まれていた。後掲注(68)も参照。

(68) 例えば「税制改正 17 年ぶり修正へ」『日本経済新聞』2011.5.12 等を参照。

(69) 「税関係協議結果(民主党・自由民主党・公明党税制調査会長 平成 23 年 11 月 10 日)」2011 及び「参考資料」2011, p.4. (いずれも平成 23 年度第 17 回税制調査会(11 月 15 日)資料)内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2011/_icsFiles/afiedfile/2011/11/15/23zen17kai2.pdf> 及び <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2011/_icsFiles/afiedfile/2011/11/15/23zen17kai3.pdf>

(70) 税制調査会「平成 24 年度税制改正大綱」2011. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2011/_icsFiles/afiedfile/2011/12/26/231210taikou2.pdf>

について、税制抜本改革の際に実現を目指すとした。⁽⁷¹⁾

抜本改革の考え方と内容を示す「社会保障・税一体改革大綱」⁽⁷²⁾は、税制面に注目するならば、社会保障制度の安定財源確保、制度を支える基盤の強化が主眼となっている。そのため消費税の社会保障財源化と税率引上げが最大の柱となっている。ただし税制抜本改革の狙いは、格差拡大等のわが国の経済・社会構造や内外環境の変化への対応を含むものであるとしている。⁽⁷³⁾

資産課税に関しては、相続税について、「平成23年度税制改正大綱」で盛り込まれながら実施されなかった基礎控除引下げ等の見直しを行い、再分配機能の回復を図るものとした。また老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることを踏まえ、様々な角度から今後もそのあり方を検討するとした。さらに、事業承継税制について、活用促進策等について検討し見直しを行うこと、贈与税に関して、消費性向の高い若年世代への資産移転を促進し需要を喚起することについてもふれている。⁽⁷⁴⁾

(d) 「税関係協議結果（民主党・自由民主党・公明党）」（平成24年6月）

衆参両院の「ねじれ」が継続する状況下、資産課税等の見直しについては、再度野党からの反対の声があがり⁽⁷⁵⁾、民主党、自由民主党、公明党の3党協議において、消費税率の引上げ

等については、社会保障・税一体改革に係る法律として成立を図る一方、相続税等の見直しについては、相続税の課税ベースや税率構造等及び贈与税の見直しについて政府案を踏まえて検討し、平成25年度税制改正において必要な法制上の措置を講ずることとなった。⁽⁷⁶⁾

3党協議を受けてその後可決・成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）の第7条第4号には、相続税関係について、事業承継税制の活用促進策等を検討し見直ししていくこと、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式をはじめとした様々な角度から引き続きそのあり方を検討することが盛り込まれている。また3党協議の結果、修正・追加された附則第21条に、「資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる」ことが定められた。

本章において概観してきた、税制調査会等の議論をまとめると、表1のようになる。

(71) 同上, pp.2-4, 7.

(72) 「社会保障・税一体改革大綱について」（平成24年2月17日閣議決定）内閣官房ウェブサイト <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihousyoku/kakugikettei/240217kettei.pdf>>

(73) 同上, pp.26-28.

(74) 同上, pp.37-38.

(75) 例えば玉城 前掲注(5), pp.98-99; 首藤重幸「相続税改革の動向」『税研』168号, 2013.3, p.42等を参照。

(76) 「税関係協議結果」2012.6.15. 民主党ウェブサイト <<http://www.dpj.or.jp/download/7219.pdf>>

表1 税制調査会等の議論（平成12年以降）における相続税・贈与税に係る主な論点

経済・社会構造等の背景	求められる方向性	必要な税制上の措置
少子高齢化と人口減少 ：相続人がすでに経済的基盤を形成済 ：相続での取得財産額が拡大	より広い層に対する課税 資産再分配機能の発揮	課税ベース拡大
経済のストック化 ：高齢者保有金融資産の増加 ＝担税力のある高齢者層の存在	相続遺産の一部の社会への還元	課税ベース拡大
公的な社会保障の充実と老後扶養の社会化	「資産の引継ぎの社会化」 ＝相続遺産の一部の社会への還元	課税ベース拡大
格差の固定化の防止と是正の必要性	資産再分配機能の発揮	課税ベース拡大 税率構造の見直し 贈与税の過度の緩和と格差拡大への留意
安定的な財源調達機能の必要性	安定的な税収確保の役割	課税ベース拡大
消費拡大と経済活性化の必要性	資産の世代間移転の促進 資産移転の時期選択の中立性 － 地域経済や雇用を守る中小企業への配慮	贈与税の緩和措置 相続時精算課税制度 相続税強化による消費促進 中小企業の事業承継税制
－	偏りのない税体系の維持 負担の適正化と課税の公平性確保	課税ベース拡大
地球環境問題への対応	低炭素化促進	（答申等ではまだ議論されず）

（出典） 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」2000. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/zeichof/zeicho.html>> 等を基に筆者作成。

II 平成25年度税制改正

平成24年12月に行われた第46回衆議院議員総選挙の結果、自由民主党・公明党による連立政権が再登場することになった。

平成25年1月、自由民主党・公明党による「平成25年度税制改正大綱」⁽⁷⁷⁾が策定され、それに基づいて政府の「平成25年度税制改正の大綱」⁽⁷⁸⁾が閣議決定された。そしてこの「平成25年度税制改正の大綱」に基づいた法案の審議が行われ、平成25年3月に、平成25年度改正法が成立した。

平成25年度改正法における相続税・贈与税の改正を概括すると、表2のとおりである。

なお、平成25年度改正法の附則第108条第4号には、平成25年度中に検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる事項の一つとして、

「贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること」という一項が盛り込まれている。

これは、自由民主党、公明党及び民主党の3党が、平成24年6月の「税関係協議結果」を踏まえて協議を重ね、相続税・贈与税の見直し等に係る成案を得て前述の「平成25年度税制改正大綱」が決定された後、平成25年度改正法に関連してさらに協議を継続し、民主党の要求により⁽⁷⁹⁾盛り込むことを合意したものである。⁽⁸⁰⁾

上記のように、平成25年度税制改正では、政府税調等で長年にわたって懸案とされてきた課税ベース拡大等の措置により課税強化が行われた。ただし増税の影響緩和のために小規模宅地等特例拡充といった負担軽減措置を拡大して

(77) 自由民主党・公明党「平成25年度税制改正大綱」2013.1.24. 自由民主党ウェブサイト <http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf>

(78) 「平成25年度税制改正の大綱」（平成25年1月29日閣議決定）財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf>

(79) 「民主、世論意識し軟化 税制改正法案賛成へ」『日本経済新聞』2013.2.23.

(80) 「税関係協議結果」2013.2.22. 民主党ウェブサイト <<http://www.dpj.or.jp/download/9538.pdf>>

表2 平成25年度税制改正における相続税・贈与税に係る主たる改正点

表1の「必要な税制上の措置」との対応関係	改正内容	適用年月日
課税ベース拡大	○相続税の基礎控除について、現行の「5000万円+1000万円×法定相続人数」を「3000万円+600万円×法定相続人数」に引き下げる。	平成27年1月1日以降適用
税率構造の見直し	○相続税の最高税率を50%から55%に引き上げる。税率構造を見直す。	平成27年1月1日以降適用
課税ベース拡大に係る緩和措置	○小規模宅地等に係る相続税課税価格の計算の特例について、居住用宅地の適用対象面積の上限を現行の240m ² から330m ² に拡大し、居住用宅地と事業用宅地の完全併用を原則可能とする。	平成27年1月1日以降適用
中小企業の事業承継税制	○非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度（事業承継税制）について、雇用確保要件等の適用要件の緩和、利子税の引下げ等の負担軽減措置、事前確認の廃止等の手続簡素化措置など、制度の使い勝手を高めるよう抜本的に見直す。	平成27年1月1日以降適用。 ただし事前確認の廃止は平成25年4月1日から適用する等、前倒しされる措置もある
相続時精算課税制度	○相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げ、受贈者に孫を加える。	平成27年1月1日以降適用
贈与税の緩和措置	○贈与税の税率構造について、最高税率を相続税と合わせ、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する。具体的には、税率15%～55%の各区分で、適用課税価格の上限を高めを設定する（例えば税率50%適用が通常3000万円以下のところ、子や孫等だと4500万円以下となる等）。	平成27年1月1日以降適用
贈与税の緩和措置	○子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1500万円までを非課税とする措置を創設する。	平成25年4月1日から平成27年12月31日までの限定的措置

(出典) 「平成25年度税制改正の大綱の概要」(平成25年1月29日閣議決定) 財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax-policy/tax_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf> 等を基に筆者作成。

いる。また中小企業の事業承継に係る納税猶予制度の拡充や教育資金一括贈与非課税措置など生前贈与の促進策が見られ、中小企業対策や人材育成のための政策的な「成長による富の創出に向けた税制措置」⁽⁸¹⁾については、今後の政策効果が注視されよう。⁽⁸²⁾

今回の改正全般については、「富の再分配」あるいは「所得の再分配」を理念として謳っていること、消費税増税の前提条件として経済的な能力に応じて課税される税目から税収を挙げて課税の公平性等を勘案することは意義があると、これを評価する意見がある。⁽⁸³⁾

ただし、特例を利用することができるか否かで相続税負担に大きな差異が生じるならば、公平性の観点からの問題も生ずる。等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるという（水平的公平の）考え方が適切に実現できていないとするならば、負担能力の大きい人により大きな負担をしてもらうという（垂直的公平）の考え方の下、富の再分配を行おうとする際に、何らかの影響が出ることはないのか、今般の改正で相続税による富の再分配の機能が回復されるかどうかについて疑問が生じ得るととらえる論調も見られる。⁽⁸⁴⁾

(81) 自由民主党・公明党 前掲注(7), pp.2-3.

(82) 渋谷雅弘「相続税・贈与税の改正と問題点」『ジュリスト』1455号, 2013.6, p.46. 松田英三・上西左大信「アベノミクスと税制」『税研』169号, 2013.5, pp.4-5では、教育費一括贈与非課税の措置や事業承継に係る改正を「あまりに相続税を上げてしまったことに対する罪滅ぼしというか、緩和剤」ととらえつつ、前者について「親の負担がそれだけ軽くなるわけだから…政策効果は結構ありそう」と見ている。

(83) 神野直彦・上西左大信「平成25年度税制改正を語る」『税研』168号, 2013.3, pp.3-4.

(84) 渋谷 前掲注(82) 今回の改正には、節税策を駆使した税負担の回避（いわゆるタックス・プランニング）の余地があり、そのため、富裕層をはじめ多くの人々の注目を集め、一般雑誌において相続税特集を目にすることが多くなったとも言われている。白石浩介「税制改正大綱の概要」『税研』169号, 2013.5, p.35. 水平的公平と垂直的公平については、前掲注(9)を参照。

Ⅲ 課税ベース等の見直し

1 基礎控除と税率構造

昭和61年から平成3年頃のいわゆるバブル期に、地価等の高騰で相続税の重い負担が問題となり、昭和63年、平成4年及び平成6年に基礎控除拡大、税率引下げ、税率累進緩和の措置が取られた。

しかし公示地価（三大圏商業地）の水準の変動を見てみると、昭和58年を100としたとき、昭和63年には230.3、平成3年には336.8とピークを迎えたが、その後地価が下落し、平成24年には70.0と、昭和58年以前の低い水準まで落ちている⁽⁸⁵⁾。この間の地価が下落して以降、課税ベース等の水準は据え置かれたままだった⁽⁸⁶⁾。

平成23年の死亡者約125万人のうち、遺産が相続税の課税対象となったのは、51,409人で全体の4.1%⁽⁸⁷⁾である。基礎控除額が現在の額に引き上げられた平成6年以降では平成21年に続き2番目に低く、地価の下落が影響していると推測されている⁽⁸⁸⁾。

平成25年度税制改正においては、Ⅱで述べたように、相続税の基礎控除について、現行の「5000万円＋1000万円×法定相続人数」を平成27年1月1日以降「3000万円＋600万円×

法定相続人数」に引き下げるといった措置が取られた。バブル期の地価に対応した基礎控除や税率構造を、その後の地価の大幅な下落に合わせて見直すことで、死亡件数に対する課税件数の比率である課税割合を増加させ、富の再分配機能の回復を図るものである。これによって、課税割合は1.5倍に上がって6%程度になる見通しである。⁽⁸⁹⁾

税率構造については、相続税の最高税率は、平成15年に所得税の最高税率との較差が大きいのという理由で、70%から50%に引き下げられるなど、負担が軽減されていた。平成25年度改正では、所得税の最高税率が、消費税率引上げ等に配慮し特に高い所得階層に絞って一定の負担増を求めるため40%から45%に引き上げられることになり、これとも連動する形で、相続税の最高税率も富の再分配機能の回復のため50%から55%に引き上げられることになると、見直しが行われた。⁽⁹⁰⁾

相続税の基礎控除引下げと税率構造の見直しは、民主党等の連立政権下で策定された平成23年度税制改正大綱を踏襲したものとなった。

バブル期に引き上げられた基礎控除は是正・縮小して、少額でも幅広く相続税の負担を求めていくべきであるという意見は、今回の引下げの具体案が最初に出た平成23年度税制改正の論議以降、数多く出されてきた⁽⁹¹⁾。一方、相

(85) 財務省「資料（相続税・贈与税の見直しについて）」（平成24年度第5回（11月9日）税制調査会資料）p.3. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2012/_icsFiles/afidfile/2012/12/26/24zen5kai4.pdf>

(86) なおバブル崩壊後、平成4年から土地の財産評価が公示価格の7割から8割程度に引き上げられている。渋谷前掲注⁽⁸²⁾, p.42.

(87) 国税庁「平成23年分の相続税の申告の状況について」<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2012/sozoku_shinkoku/index.htm>

(88) 「相続税課税対象 昨年4.1%、5万人 2番目に低く」『日本経済新聞』2012.12.14.

(89) 「富裕層増税15年1月 税制大綱決定 相続税、都市部に配慮も」『日本経済新聞』2013.1.25. ただし逆に考えれば、増税後も94%のケースには相続税がかからない。吉澤大「金融資産ゼロでも都内土地持ちなら要注意」『プレジデント』2013.7.1, p.59.

(90) なお相続税は、所得税に比べると勤労意欲を阻害する程度は少なく、その最高税率は所得課税（所得税及び個人住民税）の最高税率の合計より少し高めにセットすることが適当であるという意見がある。金子 前掲注⁽¹⁰⁾参照。現在、個人住民税の標準税率が10%なので、これと所得税の最高税率45%を合わせると、相続税の最高税率55%と同じ水準になる。

続税の最高税率引上げについて、大きな税収増は見込めず、成長につながる新たな事業の育成を優先する視点から反対する声もある⁽⁹²⁾。

なお格差是正が政策課題であっても、資産課税の強化を過度に行うと、情報化・国際化が進展している現状では、非生産的な節税・脱税を誘発し、裕福な資産階層の貯蓄意欲に大きな弊害を与え、長期的な資産形成に悪影響を与えるという見解がある。累進構造の強化よりも課税ベースを広げて税収を確保し、同時に税率構造をよりフラット化し、節税等の行動を刺激しないほうが、結果として税収をより多く確保できるという考え方である。⁽⁹³⁾

また今回の課税強化に関して、例えば課税割合を見てみると、現在の法定相続分課税方式が採用された昭和33年以降からこれまで、5%台に届かない年次が相当程度見られ⁽⁹⁴⁾、現在の水準が過去と比べて特に低いということはなく、従来よりも相続税の再分配機能の強化が必要であるにしても、「課税割合の低下」という認識は必ずしも事実を反映していないので、この認識に基づいた改正には疑問を感ずると論評する意見もある。⁽⁹⁵⁾

2 小規模宅地等への特例の拡充

相続税の基礎控除引下げと最高税率引上げの結果、地価の高い都市部に土地を有する者の負担がより増加することが想定された。特に土地については、生活・事業の基盤である一方、切り分けて売却することに困難が伴うとともに、都市計画上も土地の細分化が生じてしまうことから一層の配慮が求められることに鑑み、自由民主党・公明党・民主党による3党協議において、この小規模宅地等への特例（死亡者の宅地等を配偶者や同居の子が相続する場合、相続税に係る財産評価額が8割減額される特例）の見直しを盛り込むことで意見の一致をみたということである。⁽⁹⁶⁾

地価の高い首都圏において、土地をたくさん持っている富裕層でなくても負担増につながるとされる見方がある⁽⁹⁷⁾一方、東京都内でこの小規模宅地等特例の適用対象となり得る形態の宅地の多くは、拡充前の限度面積（240m²）以下であり、実際にこの拡充（限度面積を330m²にまで適用）により恩恵を受けるのは、一部の富裕層ではないかという見方もある⁽⁹⁸⁾。特例の拡充自体が、租税負担の公平という観点から消費税率の引上げに連動して富裕層の租税負担

(91) 例えば税制調査会「第9回専門家委員会議事録（平成22年10月21日）」pp.31-36における中里実東京大学教授、辻山栄子早稲田大学教授、翁百合日本総合研究所理事、大澤真理東京大学教授等の発言。内閣府ウェブサイト<http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/senmon/2010/_icsFiles/afiedfile/2010/11/19/sen9kaia.pdf> 他にも、橋本恭之・鈴木善充『租税政策論』清文社、2012、p.264は、平成23年度「改正で予定されていた相続税の強化は、相続・贈与を通じた資産格差拡大を防ぐための有力な手段となる。特に相続税の課税最低限の引き下げによる資産課税の強化の方向性については、評価できるものと言える。」としていた。

(92) 「富裕層増税（金曜討論）」『産経新聞』2013.3.1における安達俊久日本ベンチャーキャピタル協会会長の発言。

(93) 井堀利宏「格差是正と所得・資産課税」『税研』168号、2013.3、pp.27-28；同「資産形成の歪みなど弊害が大 格差是正のための相続税増税」『週刊ダイヤモンド』2006.11.25、p.29。

(94) 財務省主税局「37. 相続税の課税状況」『税制主要参考資料集 平成25年3月』2013、p.138によれば、例えば昭和37年は1.3%、昭和50年は2.1%である。

(95) 渋谷 前掲注(82)、pp.42-43。なお、OECD加盟国の中でも低い水準とは言えない等とも指摘している。相続税・贈与税に係る税収の対GDP比を国際比較してみると、わが国は2010年で0.26%であり、アメリカの0.14%、イギリスの0.18%より高い数値を示している。‘Comparative Tables,’ “OECD Tax Statistics.” OECDウェブサイト<http://stats.oecd.org/BrandedView.aspx?oecd_bv_id=tax-data-en&doi=data-00262-en#> からの取得データによる。

(96) 高橋達也ほか「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」（平成25年度税制改正の解説）p.587。財務省ウェブサイト<http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/explanation/pdf/p0582_0687.pdf>

(97) 「⑧相続増税 宅地特例で都市部に配慮（こうなる税制改正2013）」『日本経済新聞』2013.2.7。

(98) 「「小規模宅地」の相続税、安くなるの？ 「豪邸」だけ 都内では3%」『朝日新聞』2013.2.7。

率を増大させるとする政策目的に矛盾する内容を有している、あるいは富裕層への優遇税制との批判を免れない側面が出てくるという見解もある⁽⁹⁹⁾。

IV 事業承継

中小企業の経営者の高齢化に伴い、後継者の事業承継を円滑に行うための一助として、相続税・贈与税の課税を軽減する措置である。高度経済成長期に大量に創業した経営者世代が引退する時期に差し掛かり、これが廃業に至った場合には、雇用が失われ地域経済の活力の維持にも影響する上に、それら中小企業が保有する貴重な技術力やノウハウも失われてしまうという問題意識から、この措置が重要であると考えられている。⁽¹⁰⁰⁾

平成 21 年度税制改正で創設された非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予措置は、事業承継税制の中核であり、内容を概括するな

らば、後継者が相続等により取得した事業承継に係る会社の非上場株式について、発行済議決権株式等の 3 分の 2 を上限として、相続ならばその価額の 80% に対応する相続税の納税を猶予され、贈与ならばその価額の 100% に対応する贈与税の納税が猶予される制度である。⁽¹⁰¹⁾

創設当時のこの事業承継税制は、これまで期待されていた割には利用し難い制度であったと言われている。中小企業の経営者等へのアンケート結果では、「要件が厳しく利用が難しい」という回答が 2 割、「制度の内容がよくわからない」という回答が 4 割あったということであった。⁽¹⁰²⁾

平成 25 年度税制改正では、制度利用の前の経済産業大臣の「事前確認」の廃止⁽¹⁰³⁾、親族外承継も対象とすること、雇用の 8 割以上を 5 年間毎年維持する要件が 5 年間平均での評価に変更されたこと、現経営者の贈与時役員退任が代表者退任に要件変更となったこと等、大幅に制度が改正された。⁽¹⁰⁴⁾

(99) 首藤 前掲注(75), p.44.

(100) 水野忠恒「相続税の意義と根拠」『日税研論集』61号, 2011.9, pp.21-25; 岡田悟「中小企業の事業承継問題—親族内承継の現状と円滑化に向けた課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』601号, 2007.11.27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000589_po_0601.pdf?contentNo=1> を参照。

(101) 税務大学校 前掲注(7), pp.85-86; 小池正明『知っておきたい相続税の常識 第14版』税務経理協会, 2013, pp.221-241 等を参照。事業承継税制と言う場合、昭和 58 年度税制改正で導入された小規模な会社の株式の評価方式の改定や個人の事業の用又は居住の用に供する小規模宅地等について課税価格を軽減する措置にその起源を見ることがもできる。田中治「事業承継税制のあり方」『租税法研究』38号, 2010.6, pp.94-97; 佐藤和男「わが国における相続・贈与税制の歴史の変遷と課題」海外住宅・不動産税制研究会『相続・贈与税制再編の新たな潮流』日本住宅総合センター, 2010, pp.285-287. また農地等の生前贈与に係る贈与税の納期限の延長の制度が昭和 39 年の税制改正により創設され、その後、昭和 50 年に農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度に発展していく等、この農地等に係る制度も事業承継税制の沿革の一端を成すものと考えられる。橋本 前掲注(22), pp.798-805. なお平成 24 年度税制改正では、山林についての相続税の納税猶予制度(林業に係る事業承継税制)が創設されている。「資産課税(平成 24 年度税制改正)」財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei12/02/>

(102) 平成 24 年 3 月から平成 24 年 5 月にかけて全国法人会総連合が行ったアンケート調査結果による。財務省「資料(事業承継税制について)」(平成 24 年度第 5 回税制調査会(11 月 9 日)資料) 2012, p.4. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2012/_icsFiles/afiedfile/2012/12/26/24zen5kai9.pdf>

(103) この事前確認の廃止については、経営者が生前に事業承継のための計画的な取組みを行うことを誘因する意味があったが、この廃止によってこの制度が専ら相続税負担軽減の趣旨へ変質したとする意見もある。渋谷 前掲注(82), p.45.

(104) 中小企業庁「事業承継税制が使いやすくなります」中小企業庁ウェブサイト <<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2013/130517flyer.pdf>>

この改正に対しては、中小企業がその技術・ノウハウを次世代に継承し、地域の雇用を確保し地域経済の活力を維持するという観点から、評価する意見が見られる⁽¹⁰⁵⁾。より多くの中小企業が活用でき、安心して制度を利用でき、使い勝手の良い制度にするための見直しが見直しがされたという声もある⁽¹⁰⁶⁾。

また、発行済議決権株式等の3分の2上限を100%へ、相続税の猶予割合を80%から100%へと、さらに抜本的な見直しを求める意見も商工業関係の団体から出ている⁽¹⁰⁷⁾。

政府税調の議論では、事業の次世代への円滑な承継が事業者の経営意欲を高め、中小企業の活性化に繋がるとの意見がある一方、事業承継への配慮が、親の財産等に依存せず自力で起業する者と事業を承継する者との機会の均等を欠き、次世代の経営能力の如何を問わず、事業資産の移転を促進することで資源配分の効率性を損なうことになるとの意見も出ている⁽¹⁰⁸⁾。

後者の意見と同趣旨のものとしては、事業を承継しないことで相続税負担が重くなることは、新規事業の開始や用地売却・他事業転換に対して強い抑制効果が働くので、この制度の存在が、土地利用の転換を妨げているという見解があった⁽¹⁰⁹⁾。競争力のない企業を延命させるものとの評価もある⁽¹¹⁰⁾。

そもそも雇用維持や地域経済の活性化等の目的のため事業承継を求める社会的・経済的要請

と、相当規模の富の所有者に対して相続時にその財産の処分を求め、課税の公平を損なわないことを根本に据える相続税のあり方との間には、鋭い緊張関係、衝突する関係があり、両者の間でいかに適正な均衡を確保するかが重要であるとする見解もある⁽¹¹¹⁾。

第二次安倍晋三政権における成長戦略として閣議決定された「日本再興戦略」においては、中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進のために、経営者の高齢化・後継者難が一層深刻化する中で、経営者の世代交代、親族外への事業承継等による有用な経営資源を移転促進する旨が述べられている⁽¹¹²⁾。事業承継の問題は、税制上はあくまで政策的な特例措置であり、公平性の側面からは批判も出ているところであるが、わが国経済の基盤である中小企業に対する配慮として、今後もその措置の利用しやすさや拡充をめぐる、論議が交わされるものと思われる。

V 経済活性化

1 高齢者の保有金融資産

わが国の家計金融資産に係る諸統計を見てみよう。

例えば「家計調査（貯蓄・負債編）」によると、二人以上の世帯の家計貯蓄額総額の65.7%を、世帯主が60歳以上の世帯が占めている⁽¹¹³⁾。

(105) 日本税理士会連合会「平成26年度・税制改正に関する建議書」2013.6.26. <<http://www.nichizeiren.or.jp/guidance/pdf/kengisyo-H26.pdf>>; 神野・上西 前掲注83, p.6.

(106) 中島孝一「大幅に使いやすくなる事業承継税制」『税経通信』68(5), 2013.4, pp.65-80.

(107) 日本商工会議所「平成26年度税制改正に関する意見—成長戦略の主たる担い手である中小企業の挑戦の後押しを—」2013.7.18, pp.13-14. <http://www.jcci.or.jp/20130718_zeiseiiken.pdf>

(108) 税制調査会 前掲注(9), p.305.

(109) 野口悠紀雄「相続税改革で社会の停滞を打破」『週刊ダイヤモンド』2011.2.26, pp.136-137.

(110) 戸堂康之『日本経済の底力』中央公論新社, 2011, p.130.

(111) 田中治「事業承継税制の現状と評価」『税研』165号, 2012.9, pp.34-39.

(112) 「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」2013.6.14, pp.52-54. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf>

(113) 総務省「家計調査報告（貯蓄・負債編）—平成24年平均結果速報—（二人以上の世帯）」pp.4-31. 総務省ウェブサイト <http://www.stat.go.jp/data/sav/sokuhou/nen/pdf/h24_gai2.pdf>; <http://www.stat.go.jp/data/sav/sokuhou/nen/pdf/h24_gai4.pdf>

また5年ごとに実施される「全国消費実態調査」の平成21年分に依拠すれば、総世帯の金融資産残高約699兆円のうち、61.3%に当たる428兆円を世帯主が60歳以上の世帯が保有している⁽¹¹⁴⁾。

さらに日本銀行の「資金循環統計」における家計金融資産残高は約1571兆円⁽¹¹⁵⁾となっており、これらの数値からは、家計金融資産の大きさ及び高齢者層が保有する金融資産の大きさが窺い知れる。⁽¹¹⁶⁾

高齢者が保有するこのような資産を、より消費性向の強い若年層に移転することにより、需要の拡大と経済の活性化を図るという方向性のもと、贈与税に係る政策的な措置が近年多用されつつある。IIで述べたように、平成25年度税制改正でも子や孫等を受贈者とする贈与税の税率構造の緩和等の措置が創設・拡充されている。

またこれまでの政府税調等の答申・大綱等でも、この方向性が出されていたことは、I2で概括したとおりである。⁽¹¹⁷⁾

以下、相続税・贈与税関連で経済活性化に係るいくつかの措置について、概観してみる。

2 相続時精算課税制度

I1(2)(ii)で述べたように、生前贈与の際には、暦年課税の基礎控除額を大幅に超える特別控除額を利用して課税を繰り延べて、相続の際に合わせて精算課税する制度である。特段使う目的のない親から比較的消費意欲の強い若年層に属する子どもに資産を渡せば、有効な目的のために使われて、景気刺激につながり経済発展にそれ相応の効果を発揮するであろうと考えられる。世代間の資産移転を促し、高齢社会の到来と合致した改革のケースと評価されていた。⁽¹¹⁸⁾

贈与して子どもに財産を移転しても、相続発生時には遺産に加算される。ただし贈与時の評価額のまま遺産に足し戻すので、値上がりが見込める資産ならば、その値上がり分が遺産に加算されないというメリットがあるし、家賃や利息を生む収益性資産なら、贈与後の果実は受贈者のものとなるので、所得の親から子どもへの

⁽¹¹⁴⁾ 総務省「第39表 年間収入階級・年間収入十分位階級・世帯主の年齢階級別1世帯当たり貯蓄・負債の現在高と保有率(総世帯)」『全国消費実態調査(貯蓄・負債編)』総務省ウェブサイト <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001028139&cycode=0>> より集計。

⁽¹¹⁵⁾ 日本銀行「資金循環統計(速報)」における平成25年3月末現在の数値。 <<http://www.boj.or.jp/statistics/sj/index.htm/>> ただし、日本銀行が「資金循環統計のFAQ」で述べているように、この数値には企業年金等に関する年金準備金や個人事業主の事業性資金等、通常個人が金融資産と認識しないもの等も含まれている。日本銀行「3-2. 家計の金融資産が1500兆円(国民1人当たり約12百万円)あると言われますが、本当にそんなに沢山あるのでしょうか。」「資金循環統計のFAQ」 <<http://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/faqsj.htm/#p3-02>>

⁽¹¹⁶⁾ 家計金融資産に係る諸統計を比較分析した資料としては、小池拓自「家計金融資産1,400兆円の分析」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』491号, 2005.8.11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000696_po_0491.pdf?contentNo=1> を参照。ここで試みられている手法、すなわち総務省「家計調査報告(貯蓄・負債編)」に記載された二人以上の世帯の年平均貯蓄保有額に世帯数推計値を掛け合わせる方法を、平成24年分について単純に援用すると、グロスの家計金融資産総額は1658万円×5227万世帯=約867兆円となる。これに世帯主が60歳以上の世帯が保有する貯蓄額割合の65.7%を掛けると、569兆円である。平成24年分の世帯数推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成25年1月推計) <<http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2013/t-page.asp>> から数値を取得した。また熊野英生「孫への贈与・非課税の潜在効果と課題」『Economic Trends』2013.2.13, p.1. 第一生命経済研究所ウェブサイト <http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/kuma_index.html> では、60歳以上の個人金融資産について、平成24年9月末現在の数値として、729兆円としている(現金・団体運用分を除く)。

⁽¹¹⁷⁾ 政府税調の議事録等を見てみると、例えば税制調査会 前掲注(9), p.34における翁百合日本総合研究所理事の発言がある。若年層へ早期に資産を移転するという視点は、内需を拡大していく上で重要な論点であるとしている。

⁽¹¹⁸⁾ 金子宏「租税法の諸課題」『租税法理論の形成と解明 上巻』有斐閣, 2010, p.269; 石弘光『現代税制改革史』東洋経済新報社, 2008, pp.719-722.

分散の効果は生じる。この制度においては、目前の贈与を行いやすくするところにあり、将来相続税が課税されるほどでない程度の資産を有する家庭において最も大きな効果を発揮する。⁽¹¹⁹⁾

平成 25 年度税制改正においても、贈与者の年齢要件等が緩和される措置等がとられた。

3 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受ける場合の贈与税の非課税措置もこの一環と考えられる。

平成 21 年 4 月 10 日の「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議が決定した「経済危機対策」において、需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援等のため、関連する税制について所要の整備を行うこととされ、この措置が平成 21 年以降適用されている⁽¹²⁰⁾。平成 24 年度税制改正においては、若年世代への早期の資産移転が重要な課題であり、裾野の広い住宅需要を刺激することがデフレ脱却に向けた内需拡大に資するとして、省エネルギー性や耐震性を備えた良質な住宅ストック形成の観点も踏まえ、この措置が拡充され現在に至っている。⁽¹²¹⁾

これに対しては、住宅が国民各層に幅広く

ニーズが高いものであり、住宅投資の増加は、資材調達・雇用など様々なルートでわが国経済に大きな波及効果がある等から、景気回復に向けた時限的な施策としては適当とされる⁽¹²²⁾。一方で、住宅投資を他の投資と比較して優遇することは、持ち家と賃貸の選択を歪め、効率性の低下をもたらし、世代間の経済格差の継承も促進すると評する意見もあった⁽¹²³⁾。

4 教育資金に係る一括贈与の非課税措置

平成 25 年度税制改正で採用されたこの措置は、II で述べたとおり、祖父母の余裕資金を孫の教育資金に充てさせ、子世代の家計にゆとりを持たせることで、消費の促進につながるものである⁽¹²⁴⁾。これまでも、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与のうち通常必要と認められるものは非課税であった（相続税法第 21 条の 3 第 2 号）が、一括で 1500 万円まで非課税になる点がポイントである。

高齢者層が保有資産を次世代へ計画的に移転させることで、経済の活性化の道筋を展望しやすく、高齢者層に対しても満足なり恩恵をもたらすような仕組みとして、次世代の教育資金作りに目的を絞った贈与の活用について税制優遇措置を取り入れた方策はすでに過去にも提案されていた⁽¹²⁵⁾。同様の趣旨で、信託のスキーム

⁽¹¹⁹⁾ 須田邦裕「資産課税の節税策 優遇規定を知らないと損をする」『エコノミスト』90(5), 2012.12.17, p.124.

⁽¹²⁰⁾ 「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）p.18. <<http://www.kantei.go.jp/jp/asophoto/2009/04/090410kikitaisaku.pdf>>; 国税庁『税制改正の解説 平成 21 年』2009, pp.557-561.

⁽¹²¹⁾ 『DHC コメントール相続税法 第 3 巻』第一法規出版, 1981-(加除式), pp.4097 の 6-7. なお昭和 59 年に時限的に創設された住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の制度（5 年分の基礎控除相当額を単年の非課税限度額として利用できる、いわゆる 5 分 5 乗方式）に起源を見ることも可能であろう。

⁽¹²²⁾ 齋地義孝ほか「経済危機対策関係の改正」（平成 21 年度税制改正の解説）p.557. 財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2009/explanation/pdf/P539-P561.pdf>

⁽¹²³⁾ 国枝繁樹「少子高齢化社会における世代間の資産移転税制のあり方」『税研』151 号, 2010.5, pp.40-45.

⁽¹²⁴⁾ この措置については、「平成 25 年度税制改正の大綱」の発表より以前に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日）」において、いち早く導入が決定されていた。「日本経済再生に向けた緊急経済対策」について（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）内閣府ウェブサイト <http://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/2013/0111_01taisaku.pdf>

⁽¹²⁵⁾ 宮本佐知子「近年のわが国の相続動向とその示唆」『野村資本市場クォーターリー』2010 Summer, p.7. <<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2010/2010sum13web.pdf>>; 野口悠紀雄「日本の相続税制は現状を固定する」『週刊ダイヤモンド』2005.10.22, p.167; 同 前掲注⁽¹⁰⁹⁾

を活用した税制改正要望も出されていた⁽¹²⁶⁾。

今回創設されたこの制度に関しては、3000万円以上の資産を持つ全国の30代以上の男女1,000人において、この制度を「ぜひ利用しようと思う」もしくは「利用の方向で検討する」と回答した者が22%という施行前のアンケート調査結果が出ていた⁽¹²⁷⁾。また、関東地方の1都6県に住み小学生以下の孫のいる祖父母2,000名に、この制度に対する認知度、制度利用による贈与の意向などに関して尋ねた調査では、認知度86%、制度について「よい」もしくは「まあよいと思う」と肯定的に評価した回答が52%、「贈与したい」もしくは「贈与を検討してみたい」が45%であった⁽¹²⁸⁾。

教育は若者の資質を引き上げるための投資なので、「成長戦略」の一つととらえられるし、高齢者保有資産が子・孫世代に移って消費増・景気刺激につながる可能性はあるが、裕福な家の子どものを優遇することになるので、格差拡大につながる不安もあるという論評がなされている。⁽¹²⁹⁾

また高齢者層に偏在している金融資産から教育資金を子世代に移転することで、それがどのような形をとって成長マネーとして経済の活性化につながるか、未知数であるとの意見がある⁽¹³⁰⁾。一方で、各信託銀行等におけるこの制

度に係る新規口座開設申込みは、想定以上になっているとの報道もある⁽¹³¹⁾。

さらに、この税制優遇措置は、広範囲に親族内の自助を促す目的で応用ができるはずであるとの意見がある。例えば、親が子どもの教育水準を引き上げ、そのことが親にとって、子どもが将来自分の生活の面倒を見てくれるための備えとして意識され、将来の自分を助ける子どもを増やしたいという動機づけにもなり得るということである。親族内の絆をサポートすることで親族内での自助が促進されて経済的自由が拡張される。少子高齢化に対応するための制度設計として、新しい展開の可能性を含んでいるとして評価する意見である。⁽¹³²⁾

5 贈与税の非課税措置を活用した提案

(1) 再生可能エネルギーへの投資促進

経済活性化に係る相続税・贈与税の活用については、再生可能エネルギーを対象とした民間投資を誘発するために、関連の投資を高齢者層が行い、そこから得られる収益を子・孫に贈与した場合、贈与税を軽減する制度を創設する提案が見られる⁽¹³³⁾。これに類似するものとしては、環境省から「低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置（贈与税）」として、祖父母等が孫等に対して太陽光発

(126) 信託協会「平成23年度税制改正に関する要望」2010.6, pp.5-6. <<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/pdf/z23.pdf>>

(127) 「教育資金でスクラム 孫の未来への投資1500万円まで非課税（1,000人の相続対策 3割が3世代でスクラム）」『日経ヴェリタス』262号, 2013.3.17.

(128) 「贈与税 孫の教育資金非課税「よい」過半数」『毎日新聞』2013.5.3；電通「孫への教育資金贈与・非課税制度」に対する祖父母の意識を調査（Dentsu News）」2013.4.1. <<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2013/pdf/2013043-0401.pdf>>

(129) 末沢豪謙 SMBC 日興証券チーフ債券ストラテジストの論評。「税制大綱決定 法人減税、成長戦略との連携を」『朝日新聞』2013.1.25.

(130) 神野・上西 前掲注83

(131) 「4月開始の大手4行 孫への教育資金贈与信託 申込額、700億円突破」『日本経済新聞』2013.6.7等を参照。

(132) 熊野 前掲注(116), pp.4-5.

(133) 植田和弘「緑の贈与—その仕組みと役割—」『第5回持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム(ISAP2013)』2013.7.24. 地球環境戦略研究機関ウェブサイト <http://www.iges.or.jp/isap/2013/PDF/PL11/ISAP_PL11_Ueta_FINAL0723.pdf>；植田和弘・松尾雄介「子や孫に『緑の贈与』を—再生可能エネの投資促進へ—」『日本経済新聞』2013.5.13；「注目集める「緑の贈与」再生エネルギーに高齢者が出資、収入を子や孫に」『毎日新聞』2013.7.19.

電設備や高効率給湯機器等の低炭素化設備の普及のために贈与を行う場合に、贈与税の非課税措置を創設するという内容の要望が、すでに平成26年度の税制改正に関して出されているところである⁽¹³⁴⁾。政府・与党が成長戦略に特化した税制改正大綱に盛り込み、年明けから導入したい考えを示しているという報道もあった⁽¹³⁵⁾。これは、環境への負荷の軽減等を政策的に誘導する税制（いわゆる税制のグリーン化）の一環とも言える。⁽¹³⁶⁾

(2) 結婚・出産・教育に係る措置の創設・拡充

前述のように、平成25年度改正法の附則第108条第4号には「贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること」という一項が盛り込まれている。⁽¹³⁷⁾

すでに、子や孫の結婚・出産・子育てを支援

するための贈与を目的に設定する信託について、贈与税の課税繰延等の税制措置を講ずるよう、税制改正の要望が出されている⁽¹³⁸⁾。結婚式場の費用はもとより、生活費の補助、不妊治療の費用なども非課税支出に想定されているという⁽¹³⁹⁾。少子化対策として何らかの形で採用される可能性もあろう。

(3) 若年層の資産蓄積の促進

さらに、例えば孫世代等の若年層に限定した上で、その資産蓄積を促進する観点から、住宅等の不動産取得に係る非課税措置等の継続に加えて、長期性の金融資産が承継されるような施策の可能性に言及する議論もある。株式等について、相続税の財産評価に係る軽減措置の適用も一案であるとしている。⁽¹⁴⁰⁾

このような近年の贈与税の負担緩和を用いた経済対策については、経済活性化策として賛成する意見がある⁽¹⁴¹⁾。一方、贈与税の本来的意義は、相続税回避のための生前贈与をチェック

⁽¹³⁴⁾ 環境省地球環境局地球温暖化対策課「低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設（環境省）」『平成26年度税制改正要望（環境省）』財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/request/env/26y_env_k_03.pdf>；環境省「平成26年度環境省税制改正要望の概要」『平成26年度環境省重点施策』2013.8, p.23. 環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26juten-1.pdf>> ただし、実現の見通しについては調整が難航していると報道されている。「投資減税 来月に決定 生産性向上条件に 来年度税制改正 数千億円で綱引き」『日本経済新聞』2013.8.29.

⁽¹³⁵⁾ 「「孫に贈与」再生エネも 太陽光パネル非課税 政府・与党検討」『読売新聞』2013.8.1. 公明党は、成長戦略に係る提言の中で、再生可能エネルギーの普及を促進するための贈与税軽減制度の創設を提唱している。「公明、成長戦略で提言 再生エネ、贈与税を軽減」『日本経済新聞』2013.5.25；公明党「日本経済再生のための成長戦略（全文）<上>」『公明新聞』2013.5.25. 公明党ウェブサイト <https://www.komei.or.jp/news/detail/20130525_11270>

⁽¹³⁶⁾ 税制全体のグリーン化については、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第13号）の附則第104条第3項第8号において、低炭素化を促進する観点からこれを推進することが、税制の抜本的改革の検討の基本的方向性の一つとして、挙げられていた。また、税制全体のグリーン化推進検討会（環境省）『税制全体のグリーン化の推進に関するこれまでの議論の整理（中間整理）』2012.9.4. 環境省ウェブサイト <http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20610&hou_id=15652> も参照。

⁽¹³⁷⁾ 「税関係協議結果」前掲注⁽⁸⁰⁾

⁽¹³⁸⁾ 信託協会「平成26年度税制改正に関する要望」2013.6, pp.5-6. <<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/pdf/z26.pdf>>

⁽¹³⁹⁾ 「非課税贈与「教育」以外にも要望」『日本経済新聞』2013.7.31.

⁽¹⁴⁰⁾ 保志泰・矢作大祐「アベノミクスと家計資産—「貯蓄から投資」の実現メカニズムを考える—」『大和総研調査季報』2013年夏季号, 2013.7, pp.37-39. 大和総研グループウェブサイト <http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20130902_007610.pdf>

⁽¹⁴¹⁾ 「ザ・闊論 孫への教育資金贈与非課税」『東京新聞』2013.6.15における熊谷亮丸大和総研チーフエコノミストの意見。若い世代の消費を潤すことを強調し、格差問題は別の政策で対応すべきだとする。

することにあり、相続税強化と贈与税緩和の組合せは、税体系としてはバランスを欠いた措置に映るという意見もある。平成25年度税制改正では、消費税増税と相続税強化等で、財政再建を果たしつつ低所得層と富裕層の負担の公平化を図る方向が出されたが、デフレ脱却という経済課題が贈与税減税による景気対策という別の方向性を出すことになり、相続税と贈与税の「分裂」に至ったと推測されている。⁽¹⁴²⁾

世代間の所得移転を強調して、「高齢層が富裕層であり、若年層が低所得層である」という図式に立つならば、再分配に寄与していると考えられるが、あくまで富裕層内部での所得移転なので、相対的な再分配と捉えるべきで、富裕層の課税強化によって税の再分配を行い、その財源の一部を低所得層向けに支出するという再分配とは、かなり意味が異なるという見解もある。⁽¹⁴³⁾

平成22年の「「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告」⁽¹⁴⁴⁾では、II 2(6)(ii)(b)で前述したように、次のように述べていた。

- ①贈与税については、高齢者層が保有する資産をより早期に次世代に移転させ、その有効活用を通じて経済社会の活性化を図るため、緩和策を検討する必要がある。
- ②相続税の課税ベース拡大や税率構造の累進性回復などの見直しは、生前贈与を促す効果があるので、贈与税の緩和策を追加すれば、早

期移転が一層促進され、消費拡大や経済活性化につながる事となる。

- ③ただし、贈与税は相続税の補完税であることや、贈与税の過度の緩和は若年層における世代内格差の拡大等につながることに留意が必要である。

今後の経済活性化を意識した贈与税に係る政策的措置については、①と②の観点⁽¹⁴⁵⁾に加えて、③の観点をどの程度考慮していくのか、さらに議論がなされる可能性がある。

VI 社会保障財源と相続税

消費税は、社会保障のための財源として関連付けられてきている⁽¹⁴⁶⁾が、相続税を社会保障と関連付ける意見等も識者から出されている。

1 識者の意見等

- (1) 年金制度充実と保有資産増加の観点から

野口悠紀雄早稲田大学大学院教授（肩書は意見等の発表当時。以下同様。）は次のように述べている。

年金制度の整備により、老後生活を社会的に支える仕組みになるならば、高齢者は資産を取り崩す必要がなくなり、相続財産は多くなる。資産を多く持つ世帯は、年金制度の充実に伴い有利な立場となる。それを考えれば、年金の基本的な財源は相続税であるべきである。多額の

⁽¹⁴²⁾ 井手英策「格差是正か、経済対策か—贈与税をめぐって—」『税研』168号, 2013.3, pp.48-53. 池上岳彦立教大学教授も、相続税強化と贈与税軽減の組合せについて、富裕層への課税強化を目指すならば、政策の方向性が一致していないとする。「税制改正大綱 政策の一貫性見られず」『産経新聞』2013.1.25.

⁽¹⁴³⁾ 井手 同上；井上徹二「税制改正大綱の批判的検討」『税経新報』609号, 2013.4, p.14は、富裕層による「金持ち一族による富のたらいまわし免税」と評している。

⁽¹⁴⁴⁾ 税制調査会専門家委員会 前掲注(61)

⁽¹⁴⁵⁾ ①と②の観点は、何もしなければ相続税が増税されるが、生前贈与を計画的に進めれば贈与税が軽減されるという、いわば「アメとムチ」によって生前贈与を促進する政策であると評される。是枝俊悟「税制改正を踏まえた生前贈与方法の検討〈訂正版〉」2013.5.23, p.3. 大和総研グループウェブサイト <http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130523_007205.pdf> 藻谷浩介日本政策投資銀行地域企画部参事役も、相続税と贈与税をうまく活用すれば、高齢者が抱え込む使われる当てのない金を、子孫に継承させられるとする。「高齢者の貯金を“生き金”に変えよ」『日経ビジネス』2011.3.28, p.45.

⁽¹⁴⁶⁾ 「中期プログラム」前掲注(52), pp.2-4.

資産を保有する高齢者に対して年金を減額する。多額の年金を受給した被相続人が残した財産については、小規模宅地等の減額特例を適用しないなど、高率の相続税を課す。相続税と社会保障制度は、密接に関連しており、これらの措置で相続税負担と年金受給の対応がつけられるということである。⁽¹⁴⁷⁾

また渥美由喜富士通総研上級研究員の次のような論調も、同様の趣旨を含んでいる。

これまで相続が「老親扶養の対価」と見做されてきたが、近年は社会全体で扶養するようになってきている（扶養の社会化）。現在の高齢者の大半は、年金で過剰給付（拠出した保険料を大幅に上回る給付）を受け取っている。過剰給付の一部は資産化しており、これが相続を通じて子世代へと移転することは、公平性の観点から問題がある。そこで高齢者が社会保障制度の受益者であるという観点を加味して相続税制を再設計する必要がある。具体的には基礎控除額及び優遇措置の大半を廃止して、最低税率5%の相続税を新たに課すか、過剰給付そのものを、死亡時に「遺産課税」という形で精算し、社会保障財源として充当していくというものである。高齢者が死亡した時に、給付の一定割合でも国庫に返納させるという案がある。推計によると、平成42年時点での相続税の増収は3.0兆円から9.0兆円と見積もられる。⁽¹⁴⁸⁾

現在の高齢者層が、拠出した保険料よりも社会保障給付を多く受け取っているという観点を重視し、過剰給付が富裕な高齢者層の形成する資産に組み込まれて子世代まで継承されると、高齢者世代内における資産格差が子世代の資産格差に移転してしまう。そのため高齢者世代の

死亡時には過剰給付分を社会に還元すべきであるという主張である。

これらは過去の政府税調での議論において、「公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、「資産の引継ぎの社会化」を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もある」と紹介されていた意見⁽¹⁴⁹⁾と同趣旨と思われる（本稿I 2(1)参照）。

(2) 同一世代内での財源調達等の観点から

横山彰中央大学教授は次のように述べている。

年金・医療・介護等の高齢者福祉関連支出の縮減が困難になれば、課税による負担増を高齢世代にも求めることになる。消費増税をさらに進めることで高齢世代にも一層の負担を求めることは、世代間の財政の受益と負担の不均衡を是正する。これに加えて、中小企業の事業承継に配慮しながら、相続税を重課し、相続税収をもとに福祉基金を創設し、その基金から同一世代内の福祉財源を拠出する等も一案となる。高齢者層の中で（人数の面で）突出する団塊世代を他の世代と切り離し、この世代に必要な福祉財源は同じ世代内で賄うことで、人口規模の世代間格差による歪みも少なくなる。また相続税増税は、子孫に物的財産を残すよりも、子孫に教育投資を施して人的資産の形で子孫に財産を残す誘因を与えるので、経済成長に結び付く。社会が高齢世代の面倒をみた分については、社会が遺産を受け取ることは、高齢者福祉の社会化に対応した負担の求め方である。⁽¹⁵⁰⁾

(147) 野口 前掲注(109) 野口氏は現在、早稲田大学ファイナンス総合研究所顧問である。

(148) 渥美由喜「社会保障財源としての相続税改革の方向—相続課税の強化、遺産課税の新設シミュレーション—」『Economic Review』Vol.9 No.2, 2005.4, pp.38-55. 富士通総研ウェブサイト <<http://jp.fujitsu.com/group/fri/downloads/report/economic-review/200504/review03-2.pdf>> 渥美氏は現在、東レ経営研究所研究部長である。渥美由喜「職場風土にメスを 首相への提言 7 子育て支援」『毎日新聞』2013.8.21も参照。

(149) 税制調査会 前掲注(9), p.290.

(150) 横山彰「高齢世代の協力が不可欠 現役層の受益重視を 改革、成長促進の視点カギ（日本財政 危機回避の条件 上）」『日本経済新聞』2012.10.17.

相続税で得た収入を同一世代内の福祉財源と位置付け、世代間格差による歪みを少なくするべきという意見である。類似の提案は、後述の社会保障制度改革国民会議の議論においても出されていた。高齢者層に独自の財源を求める場合、相続税収は他の提案でも候補となっているところである。また相続税の増税は、それだけで消費や生前贈与を促進する効果を持つものであるが、それが子孫への教育投資を通じて、より将来の経済成長の萌芽に結び付くと見ている。また前節と同様に、扶養の社会化から生じた「資産の引継ぎの社会化」の視点も取り入れられている。

(3) 年金の積立方式移行に向けた新たな財源としての観点から

鈴木亘学習院大学教授は次のように述べている。

現在の高齢者層やそのすぐ後を追う世代に対して支払われるべき年金総額に対して、現在政府の手元にある年金積立金は全く不足しているという前提で、必要な財源について検討する必要がある。消費税引上げや公的年金に係る所得課税の強化でも高齢者世代に負担を求められるが、この世代が生存中に予定外の負担増を求められても対応が困難であるだろうから、死亡後の相続資産に年金目的の新型相続税を創設すべきである。高齢者世代は若年世代が負担をしていることで、過去に支払った保険料をはるかに上回る年金を受け取り、相続資産を残せるわけであるから、若年世代のために相続資産の一部を返却するという考え方である（VI 1(1)の渥

美氏の論調と類似のものである。)。これは積立金不足が解消するまでの時限的な税として、基礎控除額はゼロで、全ての相続資産に一律に課されるものである。支払保険料を大幅に上回る年金を受領する世代が死亡するまでの35年間を想定している。税率は2015年から20%もしくは40%で始まり、年次に沿って徐々に税率が下がる仕組みとなっている。相続税は増税しても景気に悪影響を及ぼす可能性が小さい、生前贈与や消費の増加につながって景気回復効果もある、生前贈与は世代間不公平の改善のためにも望ましい。平成27年導入時の相続税収は、10兆円超から20兆円超と見積もられる。⁽¹⁵¹⁾

この意見は、すでに現行の社会保障制度が不安定化しているという前提に立った上で、安定的な社会保障制度を構築するための財源確保及び世代間の不公平の改善に力点が置かれているところに特徴がある。また基礎控除額ゼロに加えて税率を一律20%ないし40%と相当高めに設定しており、実現に向けては抵抗が非常に大きいことが予想される案である。必要な財源の大きさを強調し、それを解決するための提案として、ドラスティックに問題提起をしたものと言えよう。

2 社会保障制度改革国民会議での議論

政府の社会保障制度改革国民会議の報告書⁽¹⁵²⁾では、現在の社会保障が、後の世代への巨額の負担を生みながら財政運営を行い、制度の持続可能性や世代間の公平という観点から大きな問題となっており、現在の世代の給付に必要な財源は現在の世代で確保し、将来の社会を

⁽¹⁵¹⁾ 鈴木亘『年金問題は解決できる!』日本経済新聞出版社、2012、pp.157-181；同「年金債務分離、税で処理を現役世代の負担限界 積み立て方式へ移行急げ(一体改革 残された課題 下)」『日本経済新聞』2012.7.19；同「景気回復効果もある相続税アップしかない」『Voice』400、2011.4、pp.84-91等を参照。また日本維新の会の政策にも、この考え方が取り入れられているという旨の報道がある。「突然の政策転換の裏側 ブレーンを取捨選択(流動維新2012衆院選(4))」『毎日新聞』2012.11.23。日本維新の会の政策に関しては、例えば平成25年7月の第23回参議院議員通常選挙における公約に、年金目的特別相続税の創設に係る記述がある。日本維新の会「維新の挑戦 日本維新の会 参議院選公約」p.7。<<https://j-ishin.jp/pdf/2013manifest.pdf>>

⁽¹⁵²⁾ 社会保障制度改革国民会議「社会保障制度改革国民会議報告書—確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋—」2013.8.6。首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/pdf/houkokusyo.pdf>>

支える世代への負担の先送りの解消が不可欠であるとしている。⁽¹⁵³⁾

また、社会保障の将来像を描くに当たって国民負担の増大が不可避な中、年金への所得課税において手厚い公的年金等控除等の措置を受けて低所得者として扱われる高所得者の問題を検討すべきであることも述べられている。⁽¹⁵⁴⁾

さらに、他の年代と比較して格差の大きい高齢者については、年齢別の負担から負担能力別の負担に改めること、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきとしている。⁽¹⁵⁵⁾

ここでは、主に所得の高低について論じられているが、例えば給与所得が多い場合に年金を減額又は停止するという制度は、高齢者の勤労意欲を著しく減殺するものであり、年金支給に関して考慮すべき指標は、給与所得ではなく保有資産額であるという主張もある⁽¹⁵⁶⁾。公的社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えていることが、高齢者の資産維持に寄与する結果に至っているという見解は前述のように過去の政府税調論議でも見られる⁽¹⁵⁷⁾。フローとしての所得は低いものの高額の資産を取り崩すことで十分に生活が成り立つような実質的には富裕層と呼べるような高齢者層に対して、今後どのような対応がとられるのか、またその層が残す相続財産に対してどのような資産課税制度を設計していくのかといった問題が、浮上してこよう。

なお高齢者の保有資産と財源に関係した議論

としては、この社会保障制度改革国民会議において、新たな財源の提案がなされていた。それは、75歳以上の高齢者の医療費が巨額の規模となっており、それを賄う財源として、高齢者の死亡時にその遺産に、消費税に類似した（低率の）税をかけるという考え方である。現行の相続税制の下では、遺産が相当な規模にならないければ課税の対象にはならない。その規模までに至らない遺産について、高齢期において消費を抑制し蓄積した資産から、高齢期に払わなかった消費税を少額納めてもらうという意図も込めて、死亡時の資産に課税するというものである⁽¹⁵⁸⁾。本章VI 1(2)における、同一世代内での財源調達議論に通ずる側面があると思われる。

遺産に控除額ゼロのフラットな低率の税をかけるという枠組みについては、いくつかの議論がすでに見られている。例えば、生涯所得と生涯消費が同じであるという前提に立つと消費税について逆進的ではなく比例的であるという考え方があり、これに基づけば、一生で使い切るためには最後の相続の時点を一種の消費行為と見做すことになり、消費税強化の方向性は相続税強化とセットになるとの論がある⁽¹⁵⁹⁾。この場合、消費税収が社会保障の安定財源として位置付けられることを考慮すれば、この相続税強化による税収増も同様の位置付けになり得るかもしれない。また同様に、遺産相続行為を消費と見做し、遺産相続額を消費税の課税ベースに取り込むという案もある⁽¹⁶⁰⁾。

⁽¹⁵³⁾ 同上, pp.3, 6.

⁽¹⁵⁴⁾ 同上, pp.43-44. また「年齢別負担を能力別に 高齢「低所得者」見直し」『読売新聞』2013.9.2を参照。

⁽¹⁵⁵⁾ 社会保障制度改革国民会議 同上, p.9.

⁽¹⁵⁶⁾ 野口 前掲注(109)

⁽¹⁵⁷⁾ 税制調査会(2007) 前掲注(16), p.26.

⁽¹⁵⁸⁾ 伊藤元重委員(東京大学大学院教授)の発言。社会保障制度改革国民会議「第13回 社会保障制度改革国民会議 議事録(平成25年6月3日)」p.32. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai13/gijiroku13.pdf>> 伊藤教授は「死亡消費税」と名付け「相続税ではない」としているが、ここに提案された税は、基礎控除額ゼロという極めて課税ベースの広い、フラットな低税率の相続税の一種とも考えることができるであろう。その意味では、VI 1(1)の渥美氏の提案の一部と同じ内容を含んでいる。

⁽¹⁵⁹⁾ 神野・上西 前掲注(83)

3 社会保障財源としての可能性

わが国において、相続税（贈与税を含む）の税収は1兆4950億円となっており、平成25年度の国の租税及び印紙収入46兆8190億円に対して、割合としては3.2%である⁽¹⁶¹⁾。平成25年度の国の一般会計予算の歳入92兆6115億円と比べると、1.6%である。所得税、法人税、消費税等と比較すれば、現在の税収調達力は大きなものとは言えない⁽¹⁶²⁾。

しかし多額の家計資産が高齢者層に偏在している現況では、中期的に見ると、社会全体の中で相続という資産移転が今後大規模に継続的に行われることになろう。今後10年間で相続によって500兆円が動くという予想もある⁽¹⁶³⁾。潜在的な税源として、相続税に社会保障財源の（全てではなくとも）一角を担わせる理論的可能性はあるのかもしれない。

ただし、高齢化の進展とともに、高齢者層が自らの現役時代に積み立てた貯蓄を引退後に取り崩して家計金融資産が目減りしていく事態も想定し得る（いわゆるライフサイクル仮説の成立）⁽¹⁶⁴⁾。家計貯蓄率が今後マイナスを記録してその幅を拡大していくという観測もある⁽¹⁶⁵⁾。

金利・株価変動、社会保障制度の整備状況等の要因も高齢者の資産の増減に影響していくであろう。期待される税収効果を生み出す基盤となる経済構造が今後どのように変化していくのか、充分見極める必要がある。

また相続は、単に税制だけでなく、民法やその背後にある家族観等にも密接に関わる問題であるだけに、国民に充分納得がいくような制度設計に関しては、そのハードルが想像以上に高くなるものと思われる。税源としての可能性だけでなく、慎重な検討、入念な議論及び丁寧な説明がこれまで以上に必要とされよう。

おわりに

政府税調等において、富の再分配機能の回復や格差是正の観点から、あるいは財源調達機能の観点から、長年必要と論じられてきた相続税の課税ベースの拡大が、最高税率引上げ等とともに、平成25年度税制改正でなされた。これは税制全体の大きな枠組みとしては、消費税増税とセットで決められたものであり⁽¹⁶⁶⁾、相続税制の内部においては、小規模宅地等の特例と

⁽¹⁶⁰⁾ 井堀利宏「相続税は累進性を強化せずその課税ベースを拡大すべき」『週刊ダイヤモンド』2012.6.16, p.22. 井堀利宏教授は、現行の相続税は格差是正の再分配効果の観点から存続した上で、控除額ゼロで一律税率の広く薄く課税する遺産税を新設するという案も披露している。これも、社会保障のための財源としてはいないものの、仕組みとしては、伊藤元重教授の「死亡消費税」と類似のものと言える。

⁽¹⁶¹⁾ 財務省主税局『平成25年度租税及び印紙収入予算の説明（第183国会）（未定稿）』2013.2, p.3. 財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008a25a.pdf>

⁽¹⁶²⁾ 例えば相続税収を倍増しても消費税率換算で1%強の税収しか得られないので、これだけではわが国の社会保障制度を持続可能にする財源とはなり得ないと論評されている。土居丈朗「「他力依存」から早期脱却を 現世代の負担が必要 「毎年1%」では税収不足（消費税増税の論点 中）」『日本経済新聞』2013.9.3を参照。

⁽¹⁶³⁾ 「1000人の相続対策 迫る増税 乗り切る知恵は」『日経ヴェリタス』262号, 2013.3.17; 宮本 前掲注(125), p.2は、相続市場全体の規模を年間約50兆円と推定する。また年間約37兆円という推計もある。各推計の比較等については、立岡健二郎「相続資産額の規模は年間約37兆円」『政策観測』No.51, 2012.8.20. 日本総合研究所ウェブサイト <<http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/policy/pdf/6266.pdf>> を参照。

⁽¹⁶⁴⁾ 「人口減少経済(2)経済成長への影響 生産・需要が縮小」『日本経済新聞』2012.2.28; 小林航・大野太郎「日本の家計貯蓄率」『ファイナンス』46(1), 2010.4, pp.2-7. <https://www.mof.go.jp/pri/research/special_report/f01_2010_04.pdf>

⁽¹⁶⁵⁾ 三菱総合研究所「内外経済の中長期展望 2013-2030年度」2013.4.5, pp.3, 15. <http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2013/_icsFiles/afiedfile/2013/04/05/pr20130405pec.pdf>

⁽¹⁶⁶⁾ 「相続増税（ことば）」『日本経済新聞』2013.8.19では、相続税の今回の増税について、「富裕層に負担を求め、消費増税への理解を求める狙いもあった」としている。

いう緩和措置の拡充とセットになったものであった。

利用のしやすさ等に難点があると言われていた中小企業の事業承継税制についても、中小企業対策の一環として大幅な改正が行われた。税制における公平性の観点から見れば、相続すべき資産がある事業後継者と資産を受け継がず自力で起業する者との間の機会の均等を欠くとも言われるところであるが、地域経済を支え地域の経済や雇用を守る中小企業に配慮していくべきという日本経済の産業基盤を重視する大きな観点から、様々な措置が拡充された。

また、経済活性化の観点から、高齢者に偏在する資産の若年世代への世代間移転を企図して消費拡大や景気刺激につなげるという目的のため、贈与税を緩和する様々な措置が取られることになった。これも長年にわたって、政府税調等で議論されたテーマであった。

相続税の存在に疑問を呈して、所得税を納めているのだからその残りである遺産に相続税をかける必要はなく、相続税をかけると二重課税になるという見解がある⁽¹⁶⁷⁾。あるいは一時的にでも廃止すべしという主張も見られる⁽¹⁶⁸⁾。

それに対して、富の集中を排除するために相続税制度は必要である⁽¹⁶⁹⁾、あるいは、「結果の平等」でなく「機会の平等」の下で競争し、経済社会の活性化を実現していこうとするとき、

親の遺産を対価無しで相続する者が多くなるほど、裸一貫で立ち上がる人を不利にし、社会に対し不平等感を助長することになり、相続税こそ、この不平等感を払拭するのに役立つという見解⁽¹⁷⁰⁾がある。あるいは同様に「高額な遺産が自分のものとなり、税金がかかっても半分は残るので、あとは自分の力量で増やせばよい。相続税廃止は税制全体の公平化と能力に応じた負担（応能化）を一層弱めてしまう」という意見⁽¹⁷¹⁾もある。

また、一世代に一回、公共サービスの恩恵を受けて蓄積した富に対して、所得税や消費税で捕捉できなかった部分を相続時に精算するという観点があり、相続税を廃止するという論拠はないとする考えも見られる⁽¹⁷²⁾。

国際的には、相続税を廃止する潮流があるとの指摘がある⁽¹⁷³⁾。グローバル化が進み、担税力の高い者ほど納税する場所を自ら選択できる状況が生まれている⁽¹⁷⁴⁾とも言われる現況下で、相続税の強化が富裕層の海外移転につながらないかという声もある⁽¹⁷⁵⁾。

これに対して、廃止・縮減の傾向は必ずしも全ての国に当てはまるわけではなく、1990年代以降のOECD諸国の税収データを見ると、相続税・贈与税の税収シェアが著しく低下しているようには思われず、課税強化に舵を切る国も存在するという指摘がある。この指摘は、富の不平等の拡大により、相続税廃止・縮減の

⁽¹⁶⁷⁾ 渡辺裕泰「相続税廃止の世界的潮流と日本」『税経通信』67(6), 2012.5, pp.17-22. なお、所得税を納税した後の残りの資産を用いて消費をした場合に、その消費行為に課せられる消費課税について二重課税であるとは論じていない。

⁽¹⁶⁸⁾ 渡辺 同上；「今こそ「相続税」廃止で経済活性化図れ」『Themis』21(6), 2012.6, pp.46-47. また大前研一「景気浮揚・三つの大改革—相続税の廃止で若い世代にお金を移そう」『Voice』373, 2009.1, pp.103-104 では、高齢者の保有する個人金融資産を若者に移すための方策として、相続税・贈与税を一定期間ゼロにすべきと述べている。

⁽¹⁶⁹⁾ 金子 前掲注(10)

⁽¹⁷⁰⁾ 石『増税時代』前掲注(22), pp.250-252.

⁽¹⁷¹⁾ 三木義一『日本の税金 新版』岩波書店, 2012, pp.140-141.

⁽¹⁷²⁾ 神野・上西 前掲注(83)

⁽¹⁷³⁾ 渡辺 前掲注(167)

⁽¹⁷⁴⁾ 税制調査会 前掲注(55), p.6.

⁽¹⁷⁵⁾ 矢内一好「富裕層課税とタックスヘイブンの動向」『税理』56(7), 2013.6, p.154.

動きに関して「潮目が少し変わってきたと見ることも可能である」と論じている。⁽¹⁷⁶⁾

少子高齢化、社会保障安定財源の確保と財政再建の必要性、経済のストック化、経済活性化のための政策的措置、そして相続税・贈与税に伝統的に期待されている富の再分配と格差是正

機能の発揮といった諸課題への対応において、所得課税や消費課税とのバランスを取りながら、どのような資産課税制度が設計されていくのか⁽¹⁷⁷⁾、今後さらに注目されるであろう。

(かとう ひろし)

⁽¹⁷⁶⁾ 立岡健二郎「相続税の課税方式に関する理論的考察」『JRI レビュー』Vol.4 No.5, 2013.4.3, pp.88-110. 日本総合研究所ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/6703.pdf>> OECD, *op.cit.* (95)も参照。アメリカでは、遺産税が一時廃止された時期があったが、現在は復活し、2013年1月2日に成立した American Taxpayer Relief Act of 2012 (P.L.112-240) では最高税率が5%引き上げられて40%になっている。 American Taxpayer Relief Act of 2012 (P.L.112-240) <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-112publ240/pdf/PLAW-112publ240.pdf>> また矢内 同上も参照。

⁽¹⁷⁷⁾ 制度設計の際には、本稿 I で述べた課税方式に係る議論も展開される可能性があろう。立岡 同上においては、少子・高齢化の進展と富の高齢世代への偏在に鑑み、相続税の重要性は高まると予想し、その際には課税方式のあり方をめぐる議論が、相続税の本質的な議論の材料となるとしている。

また今後導入される社会保障・税番号制度の利用範囲を拡大して、金融資産等の個別の把握を通じて負担力に応じた課税につなげるべきである、あるいは相続税等の課税実務においてこの番号が威力を発揮する側面が存在するという声もある。「公正な社会への道具に 共通番号制度 (社説)」『朝日新聞』2013.5.26; 「活用拡大への目配りも マイナンバー (社説)」『朝日新聞』2013.3.26 参照。森信茂樹「国民に番号を振るマイナンバー導入へ 税務調査にどこまで活用すべきか」『Diamond online』2013.5.13. <<http://diamond.jp/articles/-/35781>> は、番号制度で、フローの金融所得情報を把握し、ストックである金融資産を調べることが、今後の社会保障制度のあり方、例えば低所得者対策を考える上で必要となり有用である旨、言及している。また井堀『税研』前掲注(93), pp.28-29; 同『週刊ダイヤモンド』前掲注(93)では、金融資産や分離課税下の金融所得について、税務当局が公平性を確保するために番号制度で把握することが重要であるとしている。番号制度が、システム構築の費用対効果の観点から、相続税等の税収増に効果があり活用すべしという論調が今後多くなるのではないかという推測もある。山下知志「マイナンバー制で変わるマネーの常識」『文藝春秋』2013.9, 91(10), pp.152-157. いずれにせよ、相続税制の今後に、この番号制度が影響を及ぼす可能性はあると思われる。